

狛江市かわまちづくり計画

感じよう。伝えよう。

多摩川で過ごす “ 狛江時間 ”

令和6(2024)年3月

狛江市

はじめに

多摩川は狛江市にとって貴重な環境資源であり、散歩やランニング、サイクリングなど、多くの市民や来訪者に利用される憩いの場となっています。

かつて多摩川は、バーベキュー利用者による賑わいがあった一方で、ごみの不法投棄や、深夜に騒ぐ声、花火の騒音といった利用者のマナー違反が続く状況であったため、河川敷におけるバーベキュー問題などの対応策及び河川敷活用策について検討を進め、平成 24(2012)年度に、狛江市多摩川河川敷の環境を保全する条例を制定いたしました。条例の施行により、河川敷はバーベキュー利用者がいなくなり、ごみが減って静かになりましたが、多摩川への来訪者は減少しました。



そこで、多摩川を活用したまちづくりを推進するため、国の各種計画や条例、包括占用区域の具体的な活用策など、まちづくりの観点を含めた狛江市多摩川利活用基本計画を平成 26(2014)年 8 月に策定し、現在もイベント開催による利活用や市民参加による美化運動の推進など、様々な施策を着実に進めているところです。

この度、狛江市多摩川利活用基本計画が令和 5(2023)年度で 10 年間の計画期間を終えることから、多摩川を中心として「かわ」と「まち」が有する様々な資源や魅力を活かし、市民や来訪者が憩い集う心地よい公共空間を整備することで、市内外から集う新たな人の流れと賑わいを創出するとともに、市民の皆様にはこれまで以上に愛着や誇りを持っていただくシビックプライドの醸成につながる取組を進めるため、新たに「狛江市かわまちづくり計画」を策定いたしました。

本計画に基づき、基本理念である「感じよう。伝えよう。多摩川で過ごす“狛江時間”」の実現を目指して、市民の皆様や事業者など、多様な主体の参加と協働により、かわまちづくりを推進してまいります。

また、令和 6(2024)年は、昭和 49(1974)年の台風接近に伴う豪雨による多摩川決壊から 50 年という節目の年でもあります。河川管理者である国と連携することで、賑わいの創出に加え、災害にも強い多摩川を目指してまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、狛江市かわまちづくり計画の策定に御尽力いただいた狛江市かわまちづくり計画策定協議会委員の皆様並びにアンケート調査やパブリックコメントなどで御意見をお寄せいただいた皆様に厚く御礼申し上げます。

令和 6(2024)年 3 月

狛江市長 松原 俊雄

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1-1 計画の目的.....	1
1-2 かわまちづくりとは.....	1
1-3 計画の位置づけと構成.....	2
(1)計画の位置づけ.....	2
(2)計画の構成.....	3
1-4 計画の目標年次.....	4
1-5 計画の対象地域.....	5
第2章 狛江市及び対象地域の現況	6
2-1 狛江市の現況.....	6
(1)自然・歴史的状況.....	6
(2)社会的状況.....	8
2-2 多摩川の現況.....	9
(1)多摩川の概要.....	9
(2)台風による多摩川の決壊.....	10
(3)多摩川の河川空間の利用状況.....	11
2-3 対象地域の現況.....	12
(1)対象地域への交通アクセス.....	12
(2)主な地域資源.....	13
(3)対象地域とその周辺の利活用状況.....	15
2-4 かわまちづくりに対する市民などの意見.....	18
(1)調査の概要.....	18
(2)調査結果(市民アンケート調査結果の概要).....	19
第3章 かわまちづくりの方向性	30
3-1 かわまちづくりに向けた留意点.....	30
3-2 多摩川に期待する役割.....	32
第4章 かわまちづくりの基本理念と基本方針	33
4-1 基本理念.....	33
4-2 基本方針.....	34

第5章 かわまちづくりの展開	35
5-1 3つのゾーン	35
5-2 3つのゾーンの位置づけと方向性	36
(1)かわまちづくりの中核を担う「賑わい・交流ゾーン」	36
(2)地域資源を活かしつつ、ゾーン間の連続性に配慮した「2つのゾーン」	36
5-3 3つのゾーンの空間コンセプト	37
5-4 基本理念・基本方針と3つのゾーンの取組	38
5-5 取組内容	41
(1)自然散策ゾーン	41
(2)賑わい・交流ゾーン	42
(3)自然レクリエーションゾーン	44
(4)ゾーン共通	45
第6章 かわまちづくりの推進	47
6-1 かわまちづくりの推進体制	47
(1)現在の河川敷地の占用について	47
(2)「河川空間のオープン化」について(都市・地域再生等利用区域の指定)	47
(3)推進体制の設定	48
6-2 かわまちづくりの推進管理体制	49
(1)推進管理体制とは	49
(2)推進管理体制の設定	49
6-3 評価指標	50
(1)評価指標の設定について	50
(2)目標数値(定量的目標)	50
資料編	51
1 「かわまちづくり」支援制度実施要綱	51
2 検討経緯	55
3 委員名簿	58
4 パブリックコメントと市民説明会	60

第1章 計画の基本的事項

1-1 計画の目的

本市は、都心から交通至便な位置にあること、また比較的平坦な地形で暮らしやすい環境にあることなどから、住宅都市として発展、成長してきました。

しかし、これまでの人口増加や近年の世帯数の増加などに伴う宅地面積の拡大を背景に、農地や草地、樹林地など、本市の魅力として、また市民の暮らしを支える資源として残されてきたまちなかの緑地が減少していることは否めません。

そうしたなか、多摩川、野川などにみられる緑地は、単に、本市に残された貴重な自然環境としてだけでなく、その青空まで広がる広大な空間が、市民が日常的に、憩い、安らぎ、心身をリフレッシュできる場として、また、イベントの開催地として市内外の大勢の人たちにより賑わいと活気が生み出される場となっています。

その一方で、本市のまちづくりの総合的な指針である「狛江市総合基本計画」や「狛江市都市計画マスタープラン・立地適正化計画」においては、「水と緑の快適空間づくり」をはじめ、自然環境と調和した人々の交流が生まれる拠点の形成などが示されています。また、「狛江市多摩川利活用基本計画」では、豊かな自然に親しむことのできる快適な生活環境を身近に確保しつつ、市民などとの協働により、多摩川河川敷を活用したまちづくりを推進することとし、「環境資源を活かした交流拠点の創出」「市民が誇りを持つ景観の確保」「豊かで親しみの持てる自然空間の保全」を基本方針として掲げています。

この「狛江市かわまちづくり計画」は、多摩川を中心とした「かわ」と「まち」が有する様々な資源や魅力を活かし、市外から集う新たな人の流れと賑わいを創出しながらも、市民と来訪者の双方に親しまれる「かわまちづくり」の実現を目指すものであり、国、市、市民などの参加と協働による取組みを示すものです。

1-2 かわまちづくりとは

「かわまちづくり」とは、地域活性化のために、景観、歴史、文化及び観光基盤など、地域が有する「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、「河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指す取組み」です。

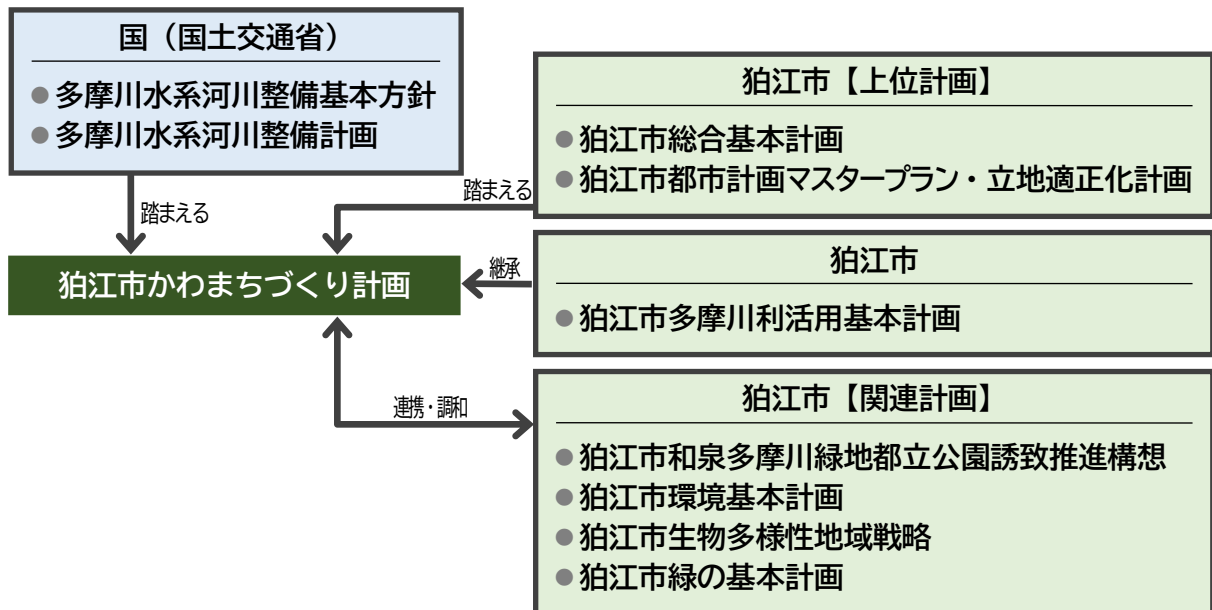
国では、平成 21(2009)年度に「かわまちづくり」支援制度を創設し、全国の「かわまちづくり」の取組みを支援しています。

この「かわまちづくり」支援制度に「かわまちづくり計画」を申請し、登録を受けることで、治水及び河川利用上の安全・安心に係る水辺整備(護岸や遊歩道の整備など)や、河川敷地占用の規制緩和による賑わいづくり(水辺のオープンカフェなど)などの支援を河川管理者より得られ、「かわまちづくり」を実現しやすくなります。

1-3 計画の位置づけと構成

(1) 計画の位置づけ

「狛江市かわまちづくり計画」（以下「本計画」という。）は、「狛江市総合基本計画」「狛江市都市計画マスタープラン・立地適正化計画」を上位計画とし、「狛江市多摩川利活用基本計画」を継承する計画として、「かわ」とそれにつながる「まち」を活性化するための、基本理念、基本方針及びハード・ソフト施策を示すものです。



計画の位置づけ

各計画の内容を見てみると、国は、「多摩川水系河川整備計画」において、多摩川の狛江市区間を、人工的利用と自然的利用が相半ばしているゾーンであり、散策路、休憩施設などを配慮する「整備・自然ゾーン」として位置づけています。

本市では、「狛江市都市計画マスタープラン・立地適正化計画」において、将来都市像「未来へつなげる 住み続けたいまち ～住み心地のよさを実感できるまち 狛江～」を実現する目標の一つに、「自然環境と都市景観を保全する水と緑の空間がつながるまち」を掲げ、また、多摩川に至近の和泉多摩川駅周辺を、「多摩川の自然環境と調和した人々の交流が生まれる拠点(地域交流拠点)」として、多摩川を水の拠点、和泉多摩川緑地周辺を緑の拠点に位置づけています。和泉多摩川緑地周辺は公園マネジメント推進エリアとも位置づけ、取組内容として都立公園誘致に向けた都市計画上の課題解決の検討、「狛江市和泉多摩川緑地都立公園誘致構想」に基づくスポーツ・レクリエーション空間や広域防災機能の確保を掲げています。

また、「狛江市多摩川利活用基本計画」では、利活用の基本方針に、「環境資源を活かした交流拠点の創出」「市民が誇りを持つ景観の確保」「豊かで親しみの持てる自然空間の保全」の3つを掲げ、それぞれに対して具体的な取組みを示しています。

このように、上位計画などでは、多摩川を、市民などが豊かな「自然環境」をはじめ、「景観」「交流」「誇り」「親しみ」などを享受できる空間として位置づけ、既存資源の保全を図りながら、新たな機能の創出を目指していく場所として位置づけています。

(2) 計画の構成

かわまちづくり計画の構成

章	内容
第1章 計画の基本的事項	本計画の目的、位置づけ、目標年次、対象地域などを示しています。
第2章 狛江市及び対象地域の現況	本市や多摩川の概要、計画対象地域の資源や利活用状況などを整理しています。また、かわまちづくりなどに対する市民の意向を整理しています。
第3章 かわまちづくりの方向性	かわまちづくりに向けた留意点や多摩川に期待する役割を整理しています。
第4章 かわまちづくりの 基本理念と基本方針	かわまちづくりの基本理念、基本方針などを整理しています。
第5章 かわまちづくりの展開	かわまちづくりの基本理念と基本方針の達成に向けて取り組んでいくためのゾーンと具体的な取組みについて整理しています。
第6章 かわまちづくりの推進	かわまちづくりに関する具体的な取組みを進めていくための体制や仕組みを示すとともに、取組みの評価の視点などを整理しています。
資料	かわまちづくり計画策定の検討を行った「狛江市かわまちづくり計画策定協議会」の概要などを整理しています。



1-4 計画の目標年次

本計画は、中長期的な視点に立って進めることが必要であるため、計画期間を10年間とし、目標年次を令和15(2033)年度とします。

かわまちづくり計画の目標年次

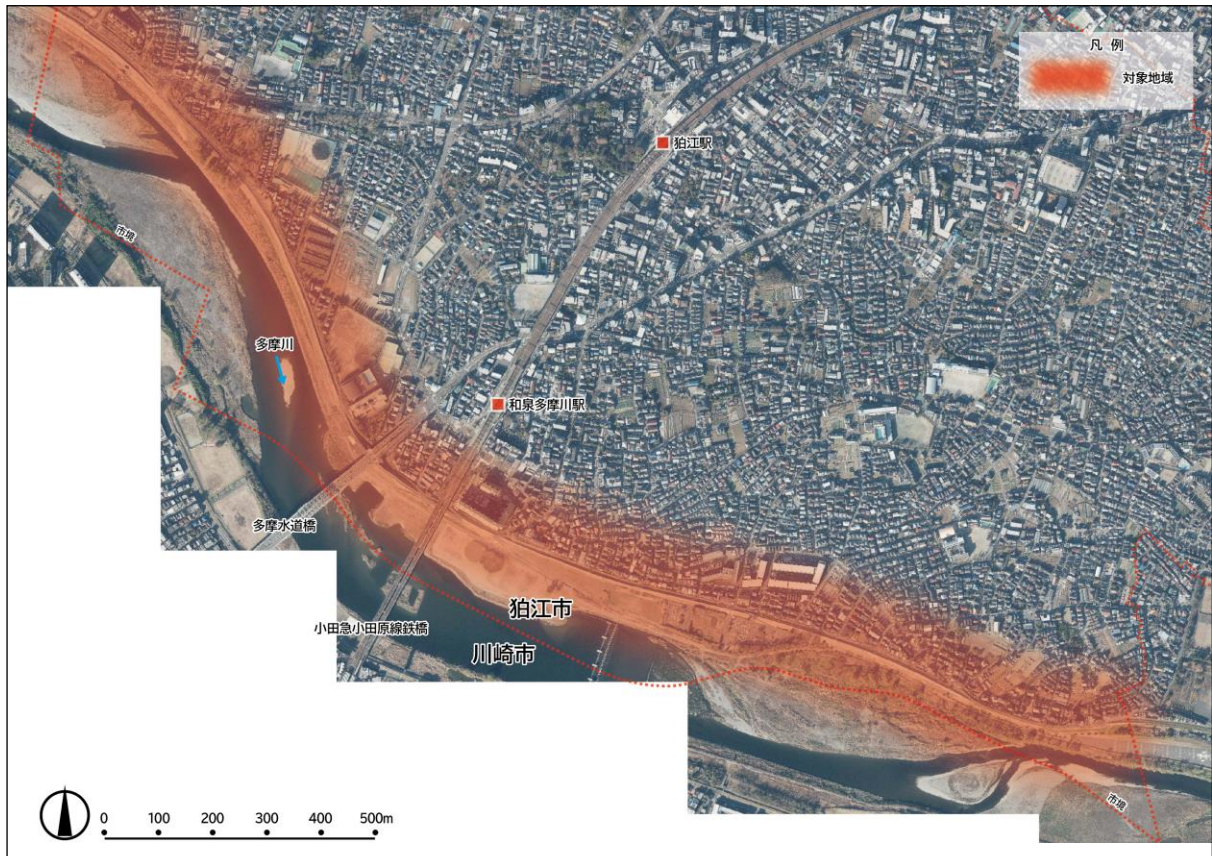
役割	登録	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	
	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)	令和15年度 (2033)		
国	計画登録	国と市で 整備に関する協議	ハード施策(設計・整備)									
市、市民など			ハード施策(設計・整備)									
			ソフト施策(企画・実施)									



1-5 計画の対象地域

本計画の対象地域は、一級河川多摩川の狛江市区間(左岸)とした、下図に示す範囲とします。

当初、本市では本計画の対象地域を「多摩水道橋から多摩川自由ひろば付近まで」の約 800 mと想定しましたが、地域資源である五本松や狛江水辺の楽校が含まれていないこと、多摩川を訪れる人の動線が多岐にわたることから、市域全域の約 2.5 kmに変更しました。



計画対象地域

第2章 狛江市及び対象地域の現況

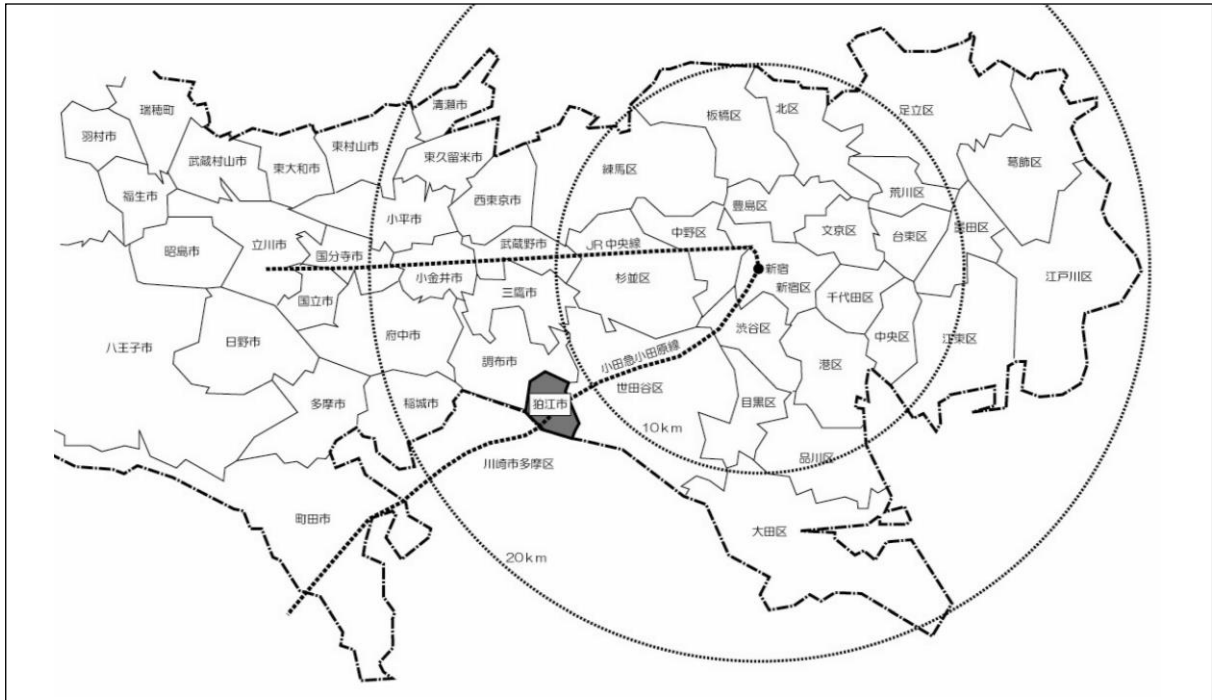
2-1 狛江市の現況

(1)自然・歴史的状況

①位置・地勢

本市は、多摩丘陵の南東端多摩川沿いに位置し、市域面積 6.39 km²の「全国で2番目に小さい市」です。

新宿から電車で約 20 分の交通至便な位置にあること、また市全体が比較的平坦な地形であるため、徒歩や自転車での移動がしやすいこと、さらには多摩川や野川、農地、樹林地など、自然環境にも恵まれていることなどから、狛江に住宅地を求める人々も多く、住宅都市として発展しています。



狛江市の位置



和泉多摩川駅



多摩川

②歴史・沿革

市の南を流れる多摩川の川底からハマグリの群れが化石となって発見されたことから、昔は市一円に潮が差し込んだ多摩川の河口であったことが分かっています。また、今もこの丘陵台地のいたるところから縄文式の土器や石器類が発掘されたり、古墳時代に栄えていたことを物語る古墳が邸内や畑の中に多数残っていたりすることから、多摩川沿岸に人々が暮らしていたことが推測されています。

現在見られる市域は、江戸時代の和泉村、猪方村、岩戸村、覚東村、小足立村、駒井村の六か村にほぼ該当し、田畑の多い農村で構成されていました。慶長 14(1609)年に開削された灌漑用水路である六郷用水、昔の野川、弁財天池から流れる清水川などがこの地域の重要な水源でした。

明治 4(1871)年の廃藩置県、明治 11(1878)年の郡区町村編成などを経て、明治 22(1889)年の町村制施行により六か村が合併して狛江市の前身である狛江村が誕生しました。その後の明治 26(1893)年には、村全体がそれまでの神奈川県から東京府に移管されています。

狛江村は明治期以降も田畑の多い農村で、米や麦の他に果樹・野菜の栽培、養蚕が営まれるとともに、多摩川での漁業が副業として営まれていました。昭和 2(1927)年に小田急線が開通することで都心とのアクセスが良くなり、人口が増加するものの、まだ郊外住宅都市としての発展までには至りませんでした。太平洋戦争後の昭和 27(1952)年に狛江村が狛江町となり、昭和 45(1970)年の市制施行により狛江市となる高度経済成長期の中で、さらなる人口増加により、本市は多摩川を中心とする自然豊かな住宅都市として成長し、現在に至っています。



(2)社会的状況

①人口・世帯数

本市の人口は 82,723 人、世帯数は 43,313 世帯(令和 5 (2023)年度)です。

過去 5 年間の推移をみると、人口は令和 2 (2020)年度をピークに微減し、世帯数は微増傾向を示しています。

人口、世帯数

(人口：人、世帯数：世帯)

項目		内容 (各年度 4 月 1 日現在)					
		平成 31 年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	
人口	男	日本人	39,509	39,778	39,618	39,458	39,177
		外国人	655	699	658	658	716
		小計	40,164	40,477	40,276	40,116	39,893
	女	日本人	42,072	42,316	42,279	42,245	42,134
		外国人	664	710	663	652	696
		小計	42,736	43,026	42,942	42,897	42,830
合計		82,900	83,503	83,218	83,013	82,723	
世帯数	日本人	41,790	42,200	42,441	42,558	42,568	
	外国人	707	775	711	677	745	
	合計	42,497	42,975	43,152	43,235	43,313	

出典：住民基本台帳（各年度 4 月 1 日現在）

②土地利用

本市の面積は 6.39 km²です。

その内訳を地目別土地面積で見ると、住宅地区(346.98ha)が約 54%を占める一方で、畑(34.39ha)は約 5%です。近年は、宅地面積が増加し、畑面積が減少する傾向を示し、一層の「住宅都市」化が進んでいることが分かります。

地目別土地面積

(ha)

項目	総数	田	畑	宅地			池沼	山林	原野	雑種地	免税点 以下
				商業地区	工業地区	住宅地区					
平成 30 年 (2018)	397.60	-	37.65	16.18	10.85	314.84	-	0.78	-	16.90	0.40
平成 31 年 (2019)	398.67	-	37.40	16.95	10.85	315.92	-	0.73	-	16.32	0.50
令和 2 年 (2020)	398.51	-	36.34	16.73	10.85	317.40	-	0.77	-	15.93	0.49
令和 3 年 (2021)	398.47	-	35.31	17.59	0.00	328.43	-	0.77	-	15.79	0.58
令和 4 年 (2022)	398.58	-	34.39	17.54	0.00	329.44	-	0.77	-	15.60	0.84

出典：統計こまえ(令和4年度版)(各年1月1日現在)

※この表は、固定資産税の対象となる評価面積である。

雑種地とは、高圧鉄塔敷地、鉄軌道用地、駐車場などである。

免税点以下とは、土地に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が 30 万円に満たないものである。

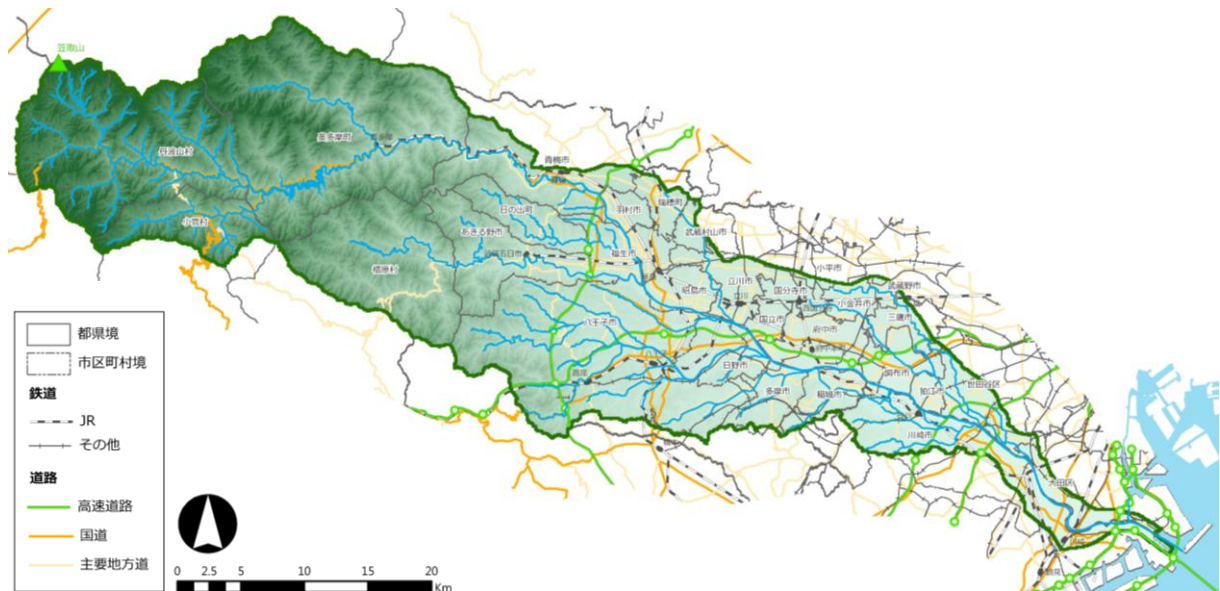
2-2 多摩川の現況

(1)多摩川の概要

多摩川は、山梨県、東京都、神奈川県の1都2県を流れる多摩川水系の本流で、幹川流路延長138km、流域面積1,240km²、31市町村にまたがる一級河川です。

多摩川は全国一級河川(109水系)の中で、流路延長は23番目に長く、流域面積は54番目に広い河川であり、流域面積に対して比較的細長い河川であると言えます。

源流は、関東山地南部に位置する雲取山(2,017m)、笠取山(1,953m)、大菩薩嶺(2,057m)などの2,000m級の山々に囲まれた地域に端を発し、最後は大田区と川崎市川崎区との境を流れて東京湾へと注いでいます。また、中流部より下流は市街化の割合が高く、流域人口や流域人口密度は全国トップクラスであり(流域人口:全国4位、流域人口密度:全国3位(1997河川現地調査))、典型的な都市河川です。



多摩川流域
出典：国道交通省HP



多摩川五本松周辺



小田急線高架下周辺

(2) 台風による多摩川の決壊

昭和 49(1974)年 9月 1日、中心気圧 960mb、中心付近の最大瞬間風速 40mの大型台風 16号が本市を襲いました。多摩川上流で降り続いた記録的な豪雨は、多摩川の水位を瞬く間に上げ、天端まで達した水位は猪方地先の多摩川本堤防を長さ 5 mにわたり決壊させました。9月 2日の未明から 3日にかけて続いた堤防を洗う濁流は、十数軒の民家を倒壊、流失させた大水害として、本市に長く暮らす人々の記憶に残る出来事となりました。



台風 16 号(昭和 49(1974)年)による被害



台風 16 号(昭和 49(1974)年)による被害



台風 16 号(昭和 49(1974)年)による被害

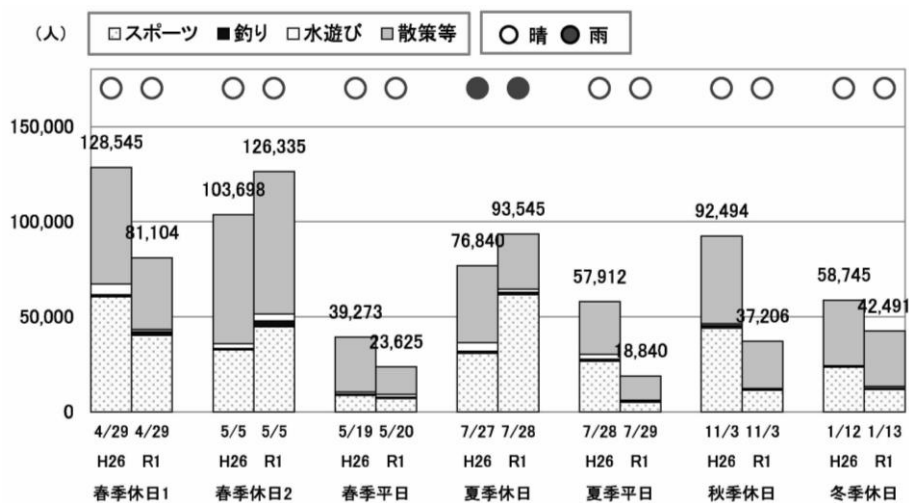


多摩川決壊の碑

(3)多摩川の河川空間の利用状況

国の「令和元年度 河川水辺の国勢調査結果〔河川版〕(河川空間利用実態調査編)(令和3年2月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課)」を基に、多摩川(狛江市内をはじめとする多摩川の全ての河川空間)の河川利用について、その形態をみると、「散策等」が51%と最も多く、次いで「スポーツ」が45%であり、これらの2つで全体の96%を占めています。

また、場所をみると、「高水敷」が67%と最も多く、次いで「堤防」が29%、「水際」が3%、「水面」が1%となっています。



各調査日の利用者数

出典：「令和元年度 河川水辺の国勢調査結果〔河川版〕(河川空間利用実態調査編)(令和3年2月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課)」

区分	項目	年間推計(千人)		利用状況の割合	
		平成26年度	令和元年度	平成26年度	令和元年度
利用形態別	スポーツ	7,223	5,298		
	釣り	248	241		
	水遊び	480	276		
	散策等	9,854	5,930		
	合計	17,806	11,745		
利用場所別	水面	143	102		
	水際	585	415		
	高水敷	11,566	7,846		
	堤防	5,512	3,382		
	合計	17,806	11,745		

※表示桁数の関係で文章や表中の計算値が一致しない場合があります。

多摩川の年間河川空間利用状況

出典：「令和元年度 河川水辺の国勢調査結果〔河川版〕(河川空間利用実態調査編)(令和3年2月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課)」

2-3 対象地域の現況

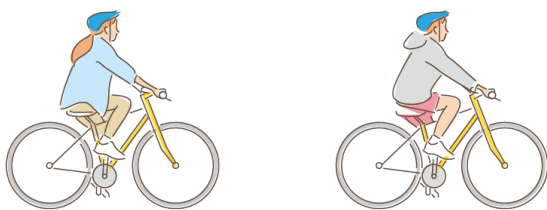
(1)対象地域への交通アクセス

多摩川へのアクセスのうち、主に市外からは、和泉多摩川駅が利用されています。和泉多摩川駅は、各駅停車の駅ですが、新宿駅から約 20 分、町田駅から約 20 分と利便性が良く、また駅から多摩川堤防までは 200m程の距離であることから、イベント時などは大勢の人たちで賑わっています。

一方、多摩川の近くで暮らす市民は徒歩や自転車での来訪が多く、それぞれの河川利用の目的によってアクセスが異なっています。多摩川緑地公園で行われるイベント時などは、鉄道高架に沿ったアクセスが見られますが、散歩やジョギングなどの日常は、それぞれの地域で多摩川堤防に直接つながる道路と堤防を上る階段などを使った利用が見られます。

なお、現在、多摩川河川敷の利用者を対象とした専用駐車場は無く、自動車利用者は、付近に点在するコインパーキングを利用しています。

本市では令和 5 (2023) 年度に、地域交通の利便性向上や地域観光における導入可能性を検証するため、グリーンスローモビリティ¹の実証運行を行いました。



¹ グリーンスローモビリティとは、時速 20km 未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、その車両も含めた総称です。

(2) 主な地域資源



多摩川五本松



松林児童遊園と堤防道路



多摩川ワンド



和泉多摩川地区センター



ぼかぼか広場



多摩川緑地公園グラウンド



多摩川自由ひろば



狛江水辺の楽校

(3)対象地域とその周辺の利活用状況

①近年の主な整備

近年、本市が多摩川とその周辺で実施した整備は、以下のとおりです。

近年、本市が多摩川とその周辺で実施した整備

関連施策名	時期	概要
多摩川河川敷復旧事業	令和3年度 (2021)	令和元年東日本台風により多摩川緑地公園グラウンドは、バックネットが破損・移動、水道が破損、ポールが倒壊・移動した。また、グラウンド内に造成していた土が流出し、全域に上流から流れてきた石が堆積した。ポート乗り場などのある区域においても同様に石が堆積し、原形をとどめない状況になった。また、多摩川五本松付近や包括占用区域内、狛江水辺の楽校に流されてきた大量のごみの滞留、川岸が崩落するなどの被害を受けた。これら原状復旧を行った。※1
ぽかぽか広場整備	令和4年度 (2022)	多摩川沿いの広場と緑道の整備。基本コンセプトを多摩川と和泉多摩川駅に近いという地域特性を活かし、ぽかぽか広場ならではの魅力の創出と周辺地域の活性化を実現させることを目的に、以下の整備を行った。 ● イベントにも利用できる和泉多摩川駅周辺の活性化に資する広場 ● 自然を活かし、多摩川河川敷までのテーマを持った緑道

※1：「令和元年台風第15号及び第19号による災害復旧計画（狛江市、令和2年1月）」より



多摩川緑地公園グラウンド(被災時)



多摩川緑地公園グラウンド(復旧後)



ぽかぽか広場



ぽかぽか広場

②市民や民間事業者などによる河川利用状況

市民や民間事業者などによる多摩川河川敷の使用申請件数は、令和元(2019)年12月に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大により一時的に減少しましたが、令和3(2021)年度と令和4(2022)年度は、コロナ前(平成30(2018)年度)の水準まで戻ってきています。また、多摩川緑地公園グラウンドでも同様な結果を示しています。

また近年では、市内の公園、市役所、民間施設など様々な場所で、映画やドラマなどが年間100件近く撮影されており、中でも多摩川での撮影が多くなっています。

このほか、多摩川の流水に着目した民間事業者が、太陽光発電よりも設備利用率の高い小水力発電の設置を検討した経緯があります。

市民や民間事業者などによる河川利用状況

主な場所	施設利用者数（多摩川緑地公園グラウンドは、上段：件、下段：人）				
	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
多摩川河川敷使用申請件数	107	78	49	103	94
多摩川緑地公園グラウンド	1,482	732	-	1,682	1,835
	44,052	63,022	-	45,281	40,337

出典：統計こまえ(令和4年度版)、環境政策課

※多摩川緑地公園グラウンドは、令和元年東日本台風の影響などにより、令和元年10月12日から令和3年3月31日まで利用休止。



多摩川緑地公園グラウンド



多摩川河川敷でのドラマなどの撮影の様子

③災害時における多摩川の活用

多摩川左岸一帯は、「狛江市地域防災計画」において、震災時に近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る「災害時集合場所」として指定されています。また、多摩川緑地公園グラウンドは「東京都地域防災計画」において、「災害時臨時離着陸場候補地」「大規模救出救助活動拠点候補地」として指定されています。そのほか、多摩川の水は消防水利や生活用水としての活用ができます。

④河川と市民との関わり

河川と市民との関わりを、定期的なイベントなどの開催に着目してみると、「こまえ初春まつり」をはじめ、「こまえ桜まつり」「狛江古代カップ多摩川いかだレース」「狛江・多摩川花火大会」などがあり、大勢の市民などで賑わっています。

このように、本市では、主に多摩川を憩いの場所としてだけでなく、多摩川を中心とした地域も含めた場を、賑わいや活気を生み出す場所として活用されています。

多摩川と市民との主な関わり

主なイベントなど	開催時期	概要
こまえ初春まつり	1月中旬	狛江の正月を代表する「狛江市消防団出初式」「どんど焼き」などのイベントが多摩川河川敷で行われます。出初式では、木遣り、纏の演技が披露されると拍手が沸き起り、大迫力の一齐放水で会場は盛り上がります。
狛江多摩川ロードレース	1月中旬	多摩川左岸の天端を主走路として、約700人が参加するロードレース。ランナーには応援の声がかかり、多くの人の注目を集めています。
こまえ桜まつり	3月中下旬	市内の桜のあるエリアで開催される春の人気イベントです。桜を鑑賞しながら様々な催しや飲食を楽しむことができます。同時期に開催される多摩川沿いの桜のライトアップも開催されています。
狛江古代カップ多摩川いかだレース	7月中下旬	手作りいかだで、スピード、デザイン、アイデアを競う祭りです。平成2(1990)年に狛江市市制施行20周年記念行事として初めて開催されてから、狛江市内だけでなく市外からの参加チームも増え、いかだレースとしては最大規模を誇る大会に成長しています。
狛江・多摩川花火大会	8月上旬 (不定期開催)	5,000発もの花火が夜空を彩り、フィナーレには音楽と花火がコラボレーションしたハナビリビュージョンが行われ、川崎市側と狛江市側の両方に設けられた観客席では多摩川を挟んで盛り上がります。
TAMARIBA	11月上旬	水辺の絶好な空間で、音楽、クラフト、フード、アクティビティなど様々なコンテンツが展開され、子どもから大人までみんな楽しめるフェスティバルです。



こまえ初春まつり



狛江・多摩川花火大会

2-4 かわまちづくりに対する市民などの意見

(1)調査の概要

多摩川の魅力や整備・活用などに関する意見を把握するため、市民、多摩川利用者、各種団体などに対して、アンケート調査、ヒアリング調査を実施しました。

①アンケート調査

アンケート調査の概要

アンケート種類	対象者	実施日	方法と回収率など
市民 アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 18歳以上の市民 ● 1,500人 ● 住民基本台帳より無作為抽出 	令和4(2022)年 10月11日～11月10日 (30日間)	配布：郵送 回収：郵送+WEB(LOGOフォーム) 回収率：41.53%(623通)
多摩川利用者 アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 多摩川利用者 回答者：225人 	令和4(2022)年 10月16日～11月5日のうち、 土日4回・平日1回	配布：手渡し 回収：WEB(LOGOフォーム)
小中学生 アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内小学校 4年生：612人 ● 市内中学校 2年生：480人 	令和4(2022)年 10月17日～11月14日 (29日間)	配布：電子配布 回収：WEB(LOGOフォーム) 回収率：小学生81.21%(497通) 中学生67.29%(323通)
高校生 アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 都立狛江高等学校 回答者：46人 	令和5(2023)年 1月16日～1月26日 (11日間)	配布：手渡し 回収：WEB(LOGOフォーム)

②ヒアリング調査

ヒアリング調査の概要

種類	実施団体	実施日	方法など
関係団体 ヒアリング調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 町会・自治会(4団体) ● 事業者(10団体) ● 活動団体(8団体) ● 教育関係(2団体) 	令和4(2022)年11月21日～ 令和5(2023)年2月7日	対面ヒアリング

(2)調査結果(市民アンケート調査結果の概要)

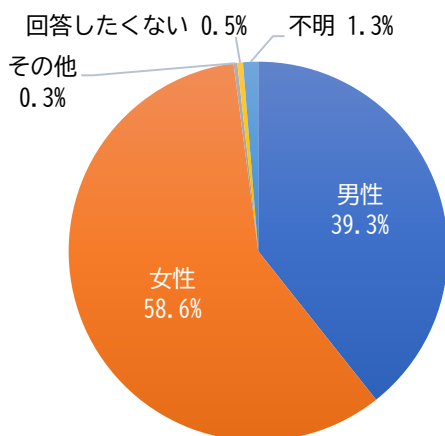
「市民アンケート調査」結果の概要を以下に示します。

①回答者の属性

- 回答者の性別は、「男性」39.3%に対し、「女性」58.6%で、女性が多い。
- 年齢は、「10歳代」「20歳代」「80歳代」は少ないが、「30歳代」～「70歳代」は14.4%～18.6%で同程度の割合である。
- 職業は、「会社員・公務員(団体職員含む)」が41.4%で最も多く、次いで「無職」が18.0%である。
- 居住地は、「和泉本町」「中和泉」が比較的多い。

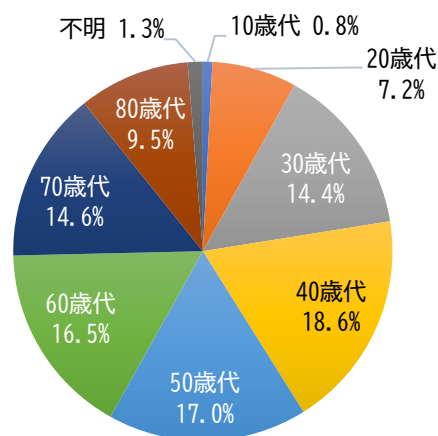
性別(SA)

n=623



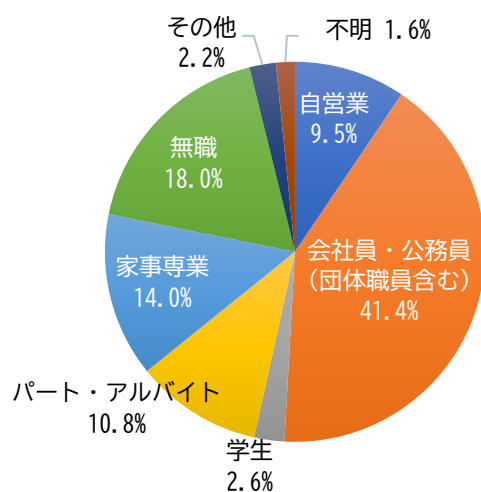
年齢(SA)

n=623



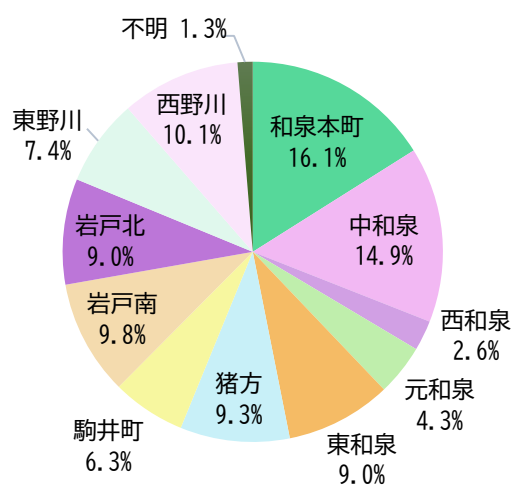
職業(SA)

n=623



居住地(SA)

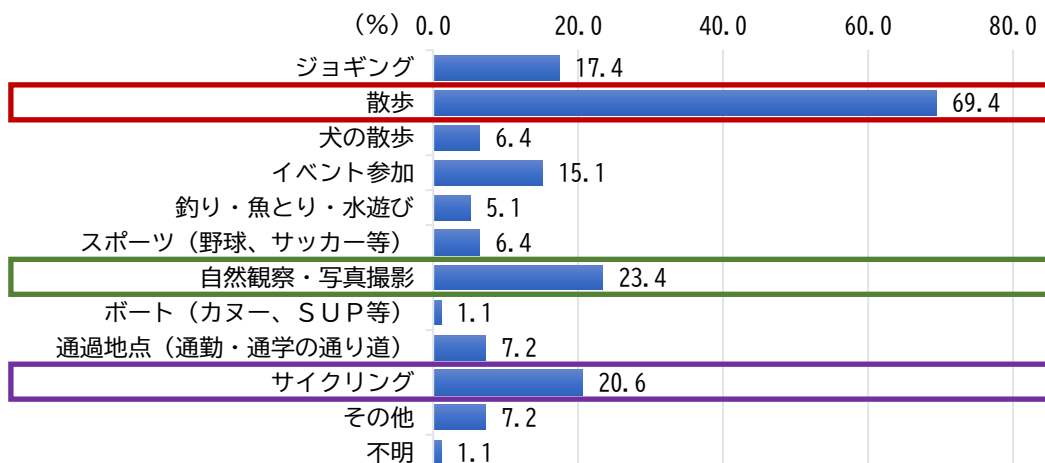
n=623



②多摩川の利用について

- 『利用目的』は、「散歩」が最も高く、次いで「自然観察・写真撮影」「サイクリング」である。
- 「散歩」は、全年代でも最も高く、特に「60～80 歳代」は高い結果となっている。
- 『利用頻度』は、「多摩川に隣接または近い地域」では「週1～2回程度」以上が4割以上である。
- 『利用場所』は、「多摩川五本松～都立狛江高校前区間」が最も高く、次いで「小田急小田原線上流区間」「多摩川緑地グランド周辺区間」「調布市境～水神前区間」と続いている。
- 「多摩川五本松～都立狛江高校前区間」は、「50～80 歳代」の割合が高い結果となっている。一方、「10 歳代」や「20 歳代」は、「小田急小田原線上流区間」が最も高い割合を示している。
- 『利用目的』と『利用場所』の関係をみると、「多摩川五本松～都立狛江高校前区間」と「小田急小田原線上流区間」の区間で「散歩」が多くみられ、その他、「サイクリング」「自然観察・写真撮影」「ジョギング」も他区間に比べて多くみられる。
- 特に「散歩」について、利用される区間をパターン化して整理した利用者数をみると、区間2のみ（パターン2）の利用のほか、区間1・2（パターン8）、区間1・2・3（パターン9）、さらに区間2・3（パターン14）が多く、主に区間2を中心に利用されていることがわかる。

利用目的



利用目的 × 年齢

問17. 年齢	合計	問4. 利用目的										
		ジョギング	散歩	犬の散歩	イベント参加	釣り・魚とり・水遊び	スポーツ (野球、サッカー等)	自然観察・写真撮影	ボート (カヌー、SUP等)	通過地点 (通勤・通学の通り道)	サイクリング	その他
10歳代	5	2	3	0	0	0	1	2	0	1	0	0
	100.0	40.0	60.0	0.0	0.0	0.0	20.0	40.0	0.0	20.0	0.0	0.0
20歳代	33	7	25	3	1	0	0	4	0	6	4	4
	100.0	21.2	75.8	9.1	3.0	0.0	0.0	12.1	0.0	18.2	12.1	12.1
30歳代	74	15	47	4	13	6	8	16	2	7	12	7
	100.0	20.3	63.5	5.4	17.6	8.1	10.8	21.6	2.7	9.5	16.2	9.5
40歳代	89	22	57	6	28	11	11	20	3	7	24	8
	100.0	24.7	64.0	6.7	31.5	12.4	12.4	22.5	3.4	7.9	27.0	9.0
50歳代	86	21	60	7	18	5	3	17	0	6	27	4
	100.0	24.4	69.8	8.1	20.9	5.8	3.5	19.8	0.0	7.0	31.4	4.7
60歳代	72	6	55	6	5	0	2	17	0	5	13	4
	100.0	8.3	76.4	8.3	6.9	0.0	2.8	23.6	0.0	6.9	18.1	5.6
70歳代	68	3	52	2	4	2	3	20	0	2	11	3
	100.0	4.4	76.5	2.9	5.9	2.9	4.4	29.4	0.0	2.9	16.2	4.4
80歳代	32	4	25	1	2	0	1	12	0	0	4	3
	100.0	12.5	78.1	3.1	6.3	0.0	3.1	37.5	0.0	0.0	12.5	9.4

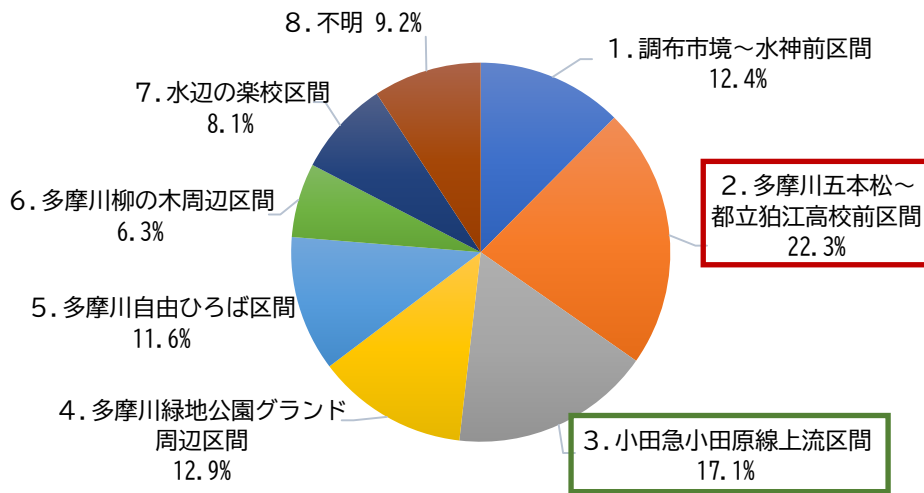
利用頻度 × 居住地

上段：件数
下段：(%)

		合計	問1. 利用頻度						
			毎日	週に3~5 回程度	週に1~2 回程度	月に1~2 回程度	半年に1回 程度	1年に1回 程度	利用しない
問19. 居住地	多摩川に隣接ま たは近い地域	196 100.0	13 6.6	26 13.3	41 20.9	55 28.1	30 15.3	6 3.1	25 12.8
	多摩川からやや 離れている地域	306 100.0	1 0.3	7 2.3	58 19.0	66 21.6	64 20.9	25 8.2	85 27.8
	多摩川から離れ ている地域	107 100.0	0 0.0	2 1.9	7 6.5	17 15.9	24 22.4	16 15.0	41 38.3
合計		609 100.0	14 2.3	35 5.7	106 17.4	138 22.7	118 19.4	47 7.7	151 24.8

■ 多摩川に隣接または近い地域：西和泉、元和泉、東和泉、猪方、駒井町
■ 多摩川からやや離れている地域：和泉本町、中和泉、岩戸南、岩戸北
■ 多摩川から離れている地域：東野川、西野川

利用場所

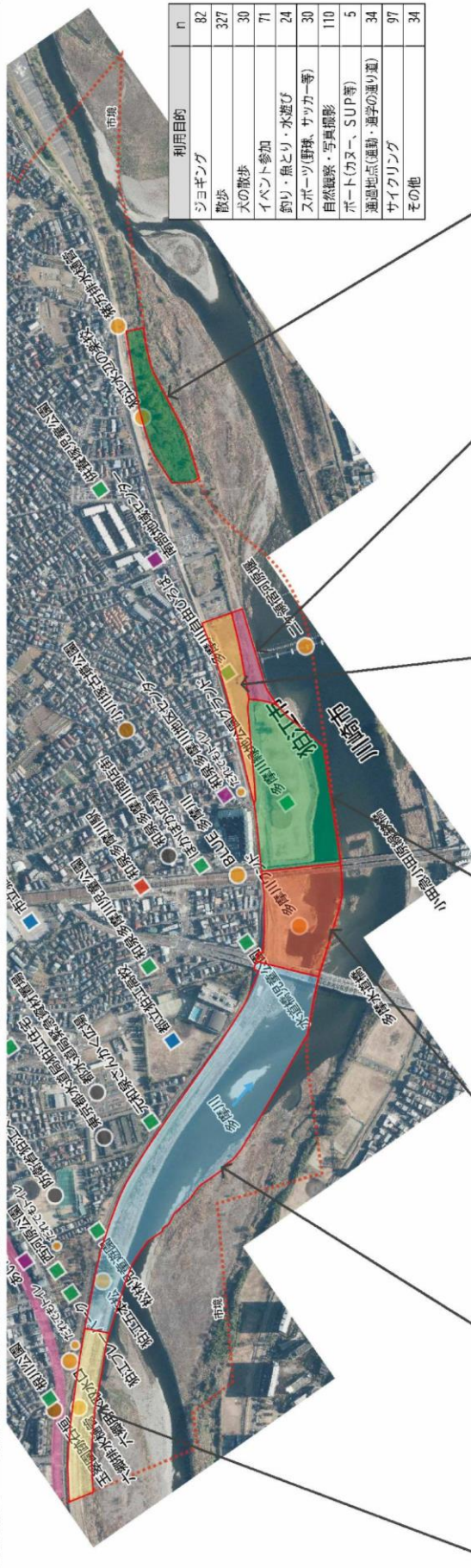


利用場所 × 年齢

上段：件数
下段：(%)

		合計	問4-1.C. 利用場所						
			調布市境～ 水神前区間	多摩川五本 松～都立狛 江高校前区 間	小田急小田 原線上流区 間	多摩川緑地 公園グランド 周辺区間	多摩川自由 ひろば区間	多摩川柳の 木周辺区間	水辺の楽校 区間
問17. 年齢	10歳代	7 100.0	3 42.9	4 57.1	5 71.4	4 57.1	5 71.4	2 28.6	0 0.0
	20歳代	44 100.0	6 13.6	19 43.2	22 50.0	13 29.5	9 20.5	5 11.4	5 11.4
	30歳代	110 100.0	18 16.4	44 40.0	44 40.0	31 28.2	26 23.6	8 7.3	20 18.2
	40歳代	167 100.0	65 38.9	84 50.3	71 42.5	57 34.1	50 29.9	28 16.8	36 21.6
	50歳代	136 100.0	44 32.4	78 57.4	57 41.9	52 38.2	50 36.8	32 23.5	41 30.1
	60歳代	95 100.0	37 38.9	59 62.1	42 44.2	26 27.4	23 24.2	17 17.9	21 22.1
	70歳代	79 100.0	28 35.4	51 64.6	34 43.0	27 34.2	24 30.4	12 15.2	12 15.2
	80歳代	38 100.0	7 18.4	30 78.9	13 34.2	10 26.3	10 26.3	4 10.5	3 7.9

利用目的 X 利用場所 ※利用場所ごとの利用目的の数を表数で示したものと n=利用目的別の区間の区間数は下表のとおり



利用目的	n
ジョギング	82
散歩	327
犬の散歩	30
イベント参加	71
釣り・魚とり・水遊び	24
スポーツ(野球、サッカー等)	30
自然観察・写真撮影	110
ボート(カヌー、SUP等)	5
通過地点(通勤・通学の通り道)	34
サイクリング	97
その他	34

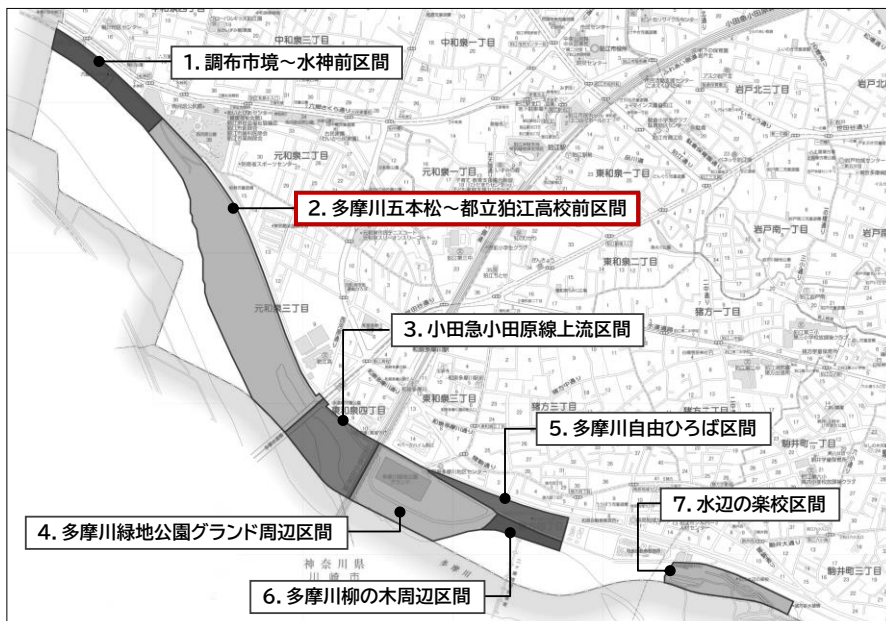


利用目的のうち、「散歩」の区間別利用者数

※「散歩」の区間をパターン化し、その数を実数で示したもの

- 『利用目的』のうち、「散歩」の区間別利用者数をみると、区間2のみの利用が多い。
- また、パターン8、パターン9、パターン14のように、区間2に、区間1と区間3を合わせた範囲の中での利用も目立ち、「散歩」の起終点がこれらの区間内にある周遊コースの存在が伺われる。
- こうした結果は、「散歩」を促す仕掛けの有無によって、区間4～7への延伸も期待できる。

パターン	区間							「散歩」の利用者数（人）
	1 調布市境～水神前区間	2 多摩川五本松～都立狛江高校前区間	3 小田急小田原線上流区間	4 多摩川緑地公園グランド周辺区間	5 多摩川自由ひろば区間	6 多摩川柳の木周辺区間	7 水辺の楽校区間	
1	1	2	3	4	5	6	7	13
2	1	2	3	4	5	6	7	56
3	1	2	3	4	5	6	7	18
4	1	2	3	4	5	6	7	7
5	1	2	3	4	5	6	7	6
6	1	2	3	4	5	6	7	1
7	1	2	3	4	5	6	7	7
8	1	2	3	4	5	6	7	26
9	1	2	3	4	5	6	7	15
10	1	2	3	4	5	6	7	3
11	1	2	3	4	5	6	7	2
12	1	2	3	4	5	6	7	2
13	1	2	3	4	5	6	7	9
14	1	2	3	4	5	6	7	23
15	1	2	3	4	5	6	7	9
16	1	2	3	4	5	6	7	8
17	1	2	3	4	5	6	7	2
18	1	2	3	4	5	6	7	4
19	1	2	3	4	5	6	7	6
20	1	2	3	4	5	6	7	1
21	1	2	3	4	5	6	7	3
22	1	2	3	4	5	6	7	5
23	1	2	3	4	5	6	7	5
24	1	2	3	4	5	6	7	3
25	1	2	3	4	5	6	7	1
26	1	2	3	4	5	6	7	2
27	1	2	3	4	5	6	7	1
28	1	2	3	4	5	6	7	2
その他（連続して区間を選択しなかった方）								27

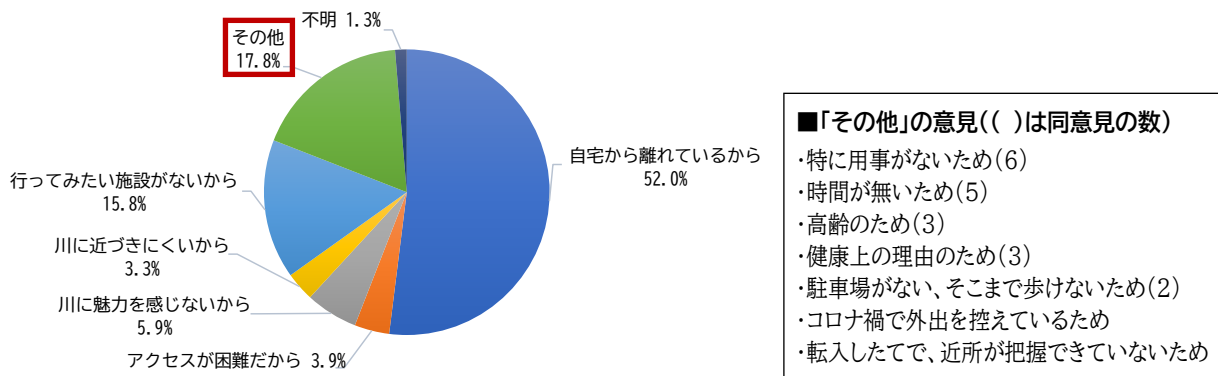


上表の「区間」1～7の範囲

③多摩川を利用しない理由について

- 『利用しない理由』は、「自宅から離れているから」が最も高い割合を示している。なお、次いで高い割合は、「その他」であり、その内容は以下に示すとおり、「用事がない」「時間がない」「高齢」「健康上の理由」となっている。
- 「自宅から離れているから」は高齢者層で割合が高く、「行ってみたい施設がないから」は比較的若年者層で割合が高い。
- 居住地別の結果は顕著に現れており、「自宅から離れているから」は多摩川から離れている居住地ほど割合が高い。一方、多摩川に隣接または近い居住地では「行ってみたい施設がないから」の割合が高くなる。

利用しない理由



利用しない理由(上位3位) × 年齢

※「利用しない理由」の上位3位を抜粋したもの

問17. 年齢	合計	問7. 利用しない理由		
		自宅から離れているから	川に魅力を感じないから	行ってみたい施設がないから
10歳代	0	0	0	0
20歳代	12	4	1	5
30歳代	16	9	3	3
40歳代	27	12	2	5
50歳代	19	6	3	3
60歳代	29	16	0	7
70歳代	20	13	0	1
80歳代	26	18	0	0
合計	100.0	69.2	0.0	0.0

利用しない理由(上位3位) × 居住地

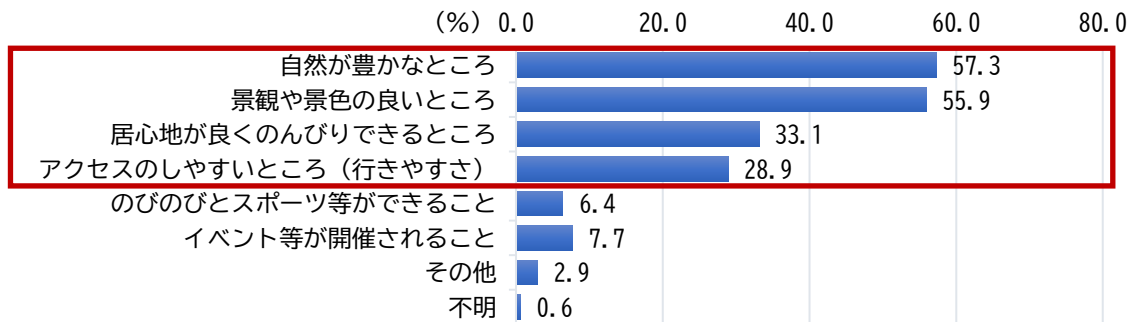
※「利用しない理由」の上位3位を抜粋したもの

問19. 居住地	合計	問7. 利用しない理由		
		自宅から離れているから	川に魅力を感じないから	行ってみたい施設がないから
西和泉	4	0	0	1
元和泉	3	0	0	3
東和泉	8	1	0	3
猪方	5	0	2	2
駒井町	5	0	1	1
和泉本町	30	17	1	2
中和泉	17	4	2	6
岩戸南	19	11	2	3
岩戸北	17	12	0	3
東野川	14	12	0	0
西野川	27	21	1	0
合計	100.0	77.8	3.7	0.0

④多摩川のポテンシャルについて

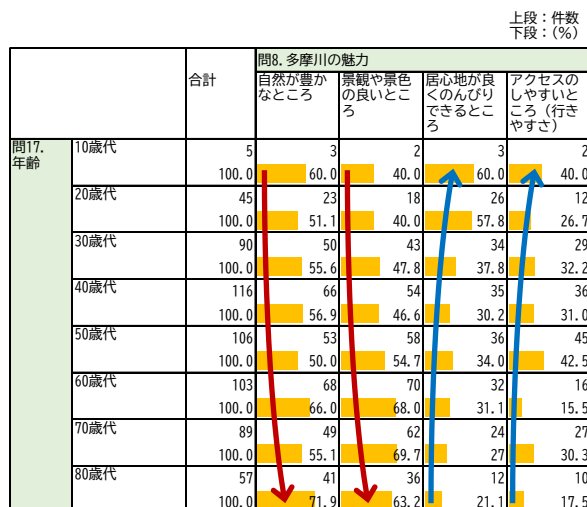
- 『多摩川の魅力』は、「自然が豊かなところ」が最も高い割合を示し、「景観や景色が良いところ」が僅差で続いている。また、「居心地が良いのんびりできるところ」「アクセスしやすいところ(行きやすさ)」と続いている。
- 「自然が豊かなところ」「景観や景色が良いところ」は、年齢が高くなるにつれて割合が高くなり、一方、「居心地が良いのんびりできるところ」は、年齢が低いほど割合が高くなっている。
- 「自然が豊かなところ」「景観や景色が良いところ」は、河川から離れた居住地ほど割合が高くなり、一方、「居心地が良いのんびりできるところ」は、近い居住地ほど割合が高くなっている。
- 『多摩川の魅力』に対して「アクセスのしやすいところ(行きやすさ)」が高い割合を示していることは、現在の利用目的の中で最も高い割合の「散歩」にみられる、のんびり利用する空間としてだけでなく、各種イベントの開催など市内外からの利用に対しても大きなポテンシャル(可能性)を持っていることが伺われる。
- なお、市民の「アクセスのしやすいところ(行きやすさ)」に関する結果は、「居住地」にも影響している。

多摩川の魅力



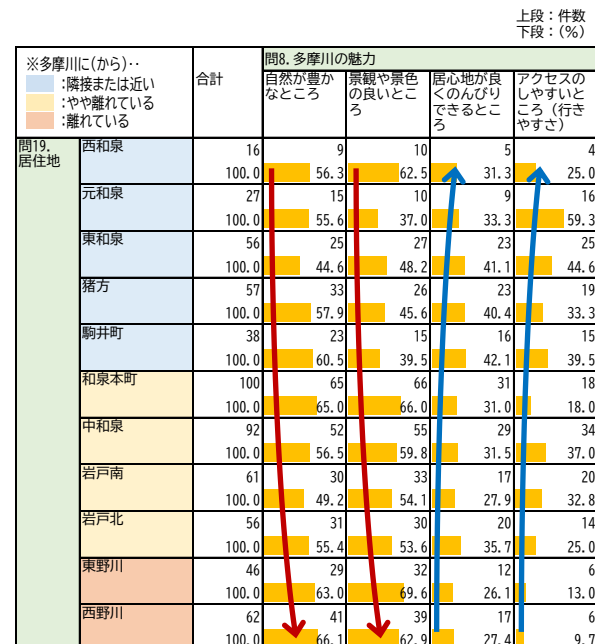
多摩川の魅力(上位4位) × 年齢

※「多摩川の魅力」の上位4位を抜粋したものの



多摩川の魅力(上位4位) × 居住地

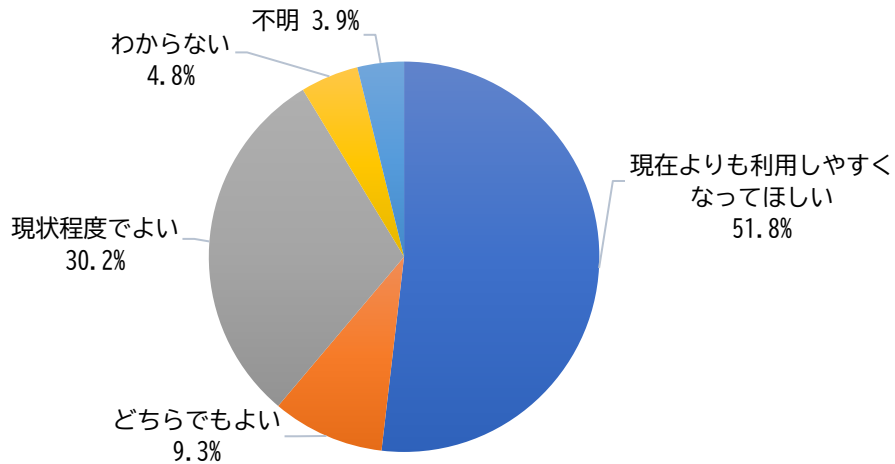
※「多摩川の魅力」上位4位を抜粋したものの



⑤多摩川の利活用に対して

- 『利用しやすい川になってほしいか』については、「現在よりも利用しやすくなってほしい」という意見が最も高い割合を示すが、「現状程度でよい」とする意見も比較的高い割合を示している。
- 「10～60 歳代」は、「現在よりも利用しやすくなってほしい」が最も高い割合を示すが、「70～80 歳代」は、「現状程度でよい」が最も高い割合となる。

利用しやすい川になってほしいか



利用しやすい川になってほしいか × 年齢

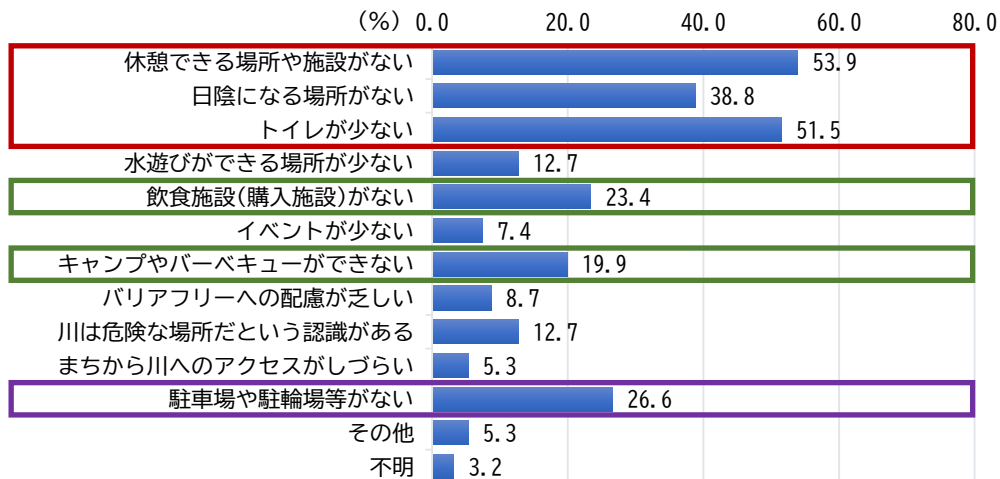
上段：件数
下段：(%)

問17. 年齢	年齢	合計	問9. 利用しやすい川になってほしいか			
			現在よりも 利用しやす くなってほ しい	どちらでも よい	現状程度で よい	わからない
問17. 年齢	10歳代	5	3	1	1	0
		100.0	60.0	20.0	20.0	0.0
	20歳代	45	23	9	10	3
		100.0	51.1	20.0	22.2	6.7
	30歳代	88	63	10	14	1
		100.0	71.6	11.4	15.9	1.1
	40歳代	112	68	13	25	6
		100.0	60.7	11.6	22.3	5.4
50歳代	104	58	12	31	3	
	100.0	55.8	11.5	29.8	2.9	
60歳代	99	47	9	41	2	
	100.0	47.5	9.1	41.4	2	
70歳代	82	33	1	39	9	
	100.0	40.2	1.2	47.6	11.0	
80歳代	57	23	3	25	6	
	100.0	40.4	5.3	43.9	10.5	

⑥多摩川で利用を進める際の問題点について

- 『利用を進める際の問題点』は、「休憩できる場所や施設がない」が最も高い割合を示し、次いで「トイレがない」「日陰になる場所がない」などと続いている。
- これら上位3位までに見られる、多摩川でのんびり過ごす時に求められる課題は、いずれの年代においても高い割合を示しているが、特に高齢者層で割合が高くなっている。
- 一方、「飲食施設(購入施設)が少ない」「キャンプやバーベキューができない」の、活動的な要素が多少含まれている課題は、若年者層で割合が高くなっている。
- さらに、「駐車場や駐輪場等がない」は、中間年齢層(40歳代～60歳代)で割合が高くなっている。
- 高齢者層は、自然や景観・景色に魅力を感じ、それらを楽しむための休憩所や日陰になる場所を求めている。一方、若年者層は、居心地が良くのんびりすることに魅力を感じ、それらを一層楽しむために、飲食施設やキャンプ・バーベキューができる場所を求めていると言える。

利用を進める際の問題点



利用を進める際の問題点(上位6位) × 年齢

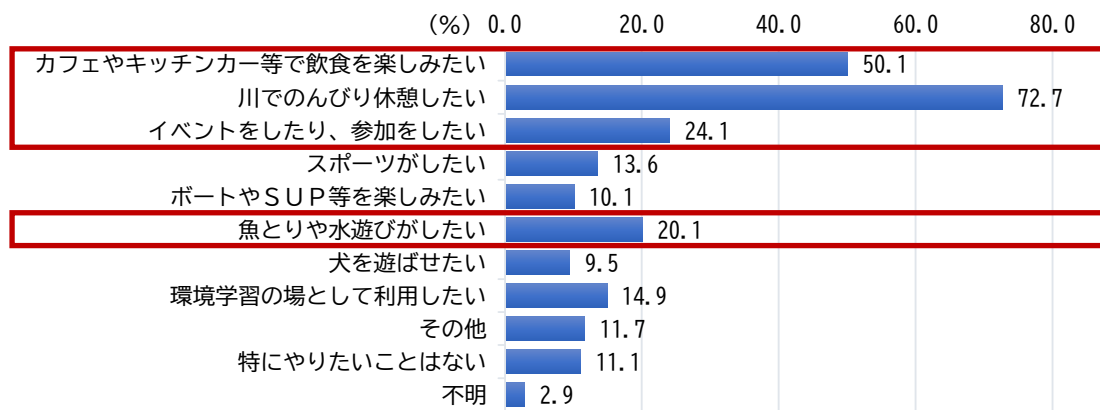
※「利用を進める際の問題点」の上位6位を抜粋したもの

問17. 年齢	合計	問10. 利活用を進める際の問題点					
		休憩できる場所や施設がない	日陰になる場所がない	トイレが少ない	飲食施設(購入施設)がない	キャンプやバーベキューができない	駐車場や駐輪場等がない
10歳代	5	1	3	1	2	2	0
	100.0	20.0	60.0	20.0	40.0	40.0	0.0
20歳代	44	23	12	17	12	15	8
	100.0	52.3	27.3	38.6	27.3	34.1	18.2
30歳代	89	48	33	37	32	28	20
	100.0	53.9	37.1	41.6	36.0	31.5	22.5
40歳代	115	47	37	68	36	30	38
	100.0	40.9	32.2	59.1	31.3	26.1	33.0
50歳代	104	54	44	59	18	28	35
	100.0	51.9	42.3	56.7	17.3	26.9	33.7
60歳代	101	65	41	53	20	14	31
	100.0	64.4	40.6	52.5	19.8	13.9	30.7
70歳代	81	52	44	42	16	8	17
	100.0	64.2	54.3	51.9	19.8	6.2	21.0
80歳代	56	41	24	38	1	1	14
	100.0	73.2	42.9	67.9	14.3	1.8	25.0

⑦多摩川でしたい具体的な活動について

- 『多摩川でしたいこと』は、「川でのんびり休憩したい」が最も高い割合を示し、次いで「カフェやキッチンカー等で飲食を楽しみたい」「イベントをしたり、参加をしたい」などが続いているが、下位は大差ない。「犬を遊ばせたい」は、一番低い結果となった。
- 「川でのんびり休憩したい」は、全年代で高い割合を示しているが、「20歳代」と「30歳代」ではその割合が他年代と比べて若干低い。
- それとは逆に、「20歳代」と「30歳代」は、「イベントをしたり、参加をしたい」が他と比べて高い。
- なお、『開催を希望するイベント』をみると、「マルシェ、フリーマーケット」が最も高い割合を示し、次いで「自然観察会」「音楽イベント」「アウトドアイベント」などと続いている。
- 「カフェやキッチンカー等で飲食を楽しみたい」は、若年者層になるにつれて高くなっている。
- 「魚とりや水遊びがしたい」が、「30歳代～40歳代」で高い割合なのは、自身が楽しみたいという意見のほかに、子供と一緒に楽しみたいという意見が含まれていることが推察される。

多摩川でしたいこと

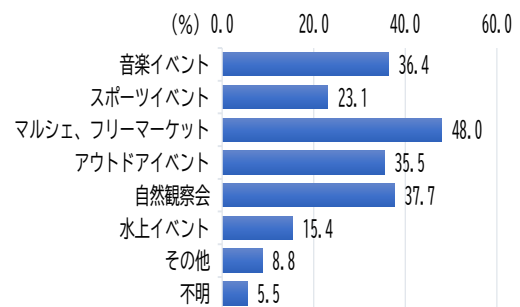


多摩川でしたいこと(上位4位) × 年齢

※「多摩川でしたいこと」の上位4位を抜粋したもの

問17. 年齢	合計	問11. 多摩川でしたいこと			
		カフェやキッチンカー等で飲食を楽しみたい	川でのんびり休憩したい	イベントをしたり、参加をしたい	魚とりや水遊びがしたい
10歳代	5	5	4	0	1
	100.0	100.0	80.0	0.0	20.0
20歳代	45	27	30	15	5
	100.0	60.0	66.7	33.3	11.1
30歳代	89	60	52	34	22
	100.0	67.4	58.4	38.2	24.7
40歳代	113	72	81	29	34
	100.0	63.7	71.7	25.7	30.1
50歳代	105	51	90	33	21
	100.0	48.6	85.7	31.4	20.0
60歳代	99	40	82	20	16
	100.0	40.4	82.8	20.2	16.2
70歳代	84	33	65	9	20
	100.0	39.3	77.4	10.7	23.8
80歳代	57	19	42	8	5
	100.0	33.3	73.7	14.0	8.8

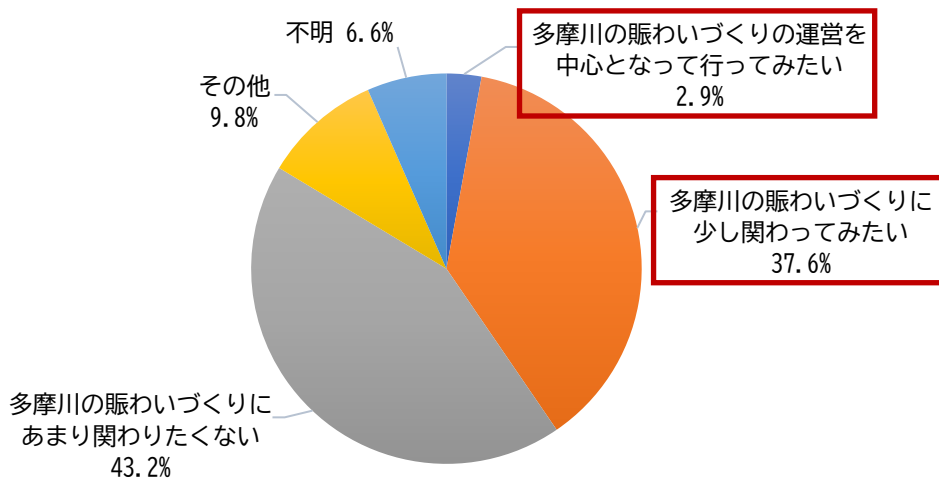
開催を希望するイベント



⑧賑わいづくりへの参加意識について

- 『賑わいづくりに参加したいか』については、「多摩川の賑わいづくりにあまり関わりたくない」が最も高い割合であるが、次いで「多摩川の賑わいづくりに少し関わってみたい」が続いている。
- また、「多摩川の賑わいづくりの運営を中心となって行ってみたい」という積極的な意見に、上記の「多摩川の賑わいづくりに少し関わってみたい」という意見を加えると、おおよそ4割の方が何らかのかたちで多摩川の賑わいづくりに関わってみたいと思っている。
- 「多摩川の賑わいづくりに少し関わってみたい」は、若年者層になるにつれて割合が高くなり、「多摩川の賑わいづくりにあまり関わりたくない」は、高齢者層になるにつれて割合が高くなる。

賑わいづくりに参加したいか



賑わいづくりに参加したいか × 年齢

上段：件数
下段：(%)

問17. 年齢	年齢	合計	問14. 賑わいづくりへの参加意識			
			多摩川の賑わいづくりの運営を中心となって行ってみたい	多摩川の賑わいづくりに少し関わってみたい	多摩川の賑わいづくりにあまり関わりたくない	その他
問17. 年齢	10歳代	5	0	3	2	0
		100.0	0.0	60.0	40.0	0.0
	20歳代	44	1	22	18	3
		100.0	2.3	50.0	40.9	6.8
	30歳代	90	5	48	31	6
		100.0	5.6	53.3	34.4	6.7
	40歳代	112	5	48	49	10
		100.0	4.5	42.9	43.8	8.9
50歳代	102	4	42	48	8	
	100.0	3.9	41.2	47.1	7.8	
60歳代	99	2	33	51	13	
	100.0	2.0	33.3	51.5	13.1	
70歳代	74	1	18	42	13	
	100.0	1.4	24.3	56.8	17.6	
80歳代	48	0	16	26	6	
	100.0	0.0	33.3	54.2	12.5	

第3章 かわまちづくりの方向性

3-1 かわまちづくりに向けた留意点

市民アンケート調査の結果などから、多摩川を対象とした「かわまちづくり」を進める際は、特に、以下の3点に留意する必要性が見えてきました。

- ①河川の連続性を生かしながらも、「かわ側」や「まち側」の特徴を踏まえたエリアに着目して取り組むことが必要である。
- ②市民が多摩川に求めるものは、「自然環境の保全」と、河川敷でくつろいだり、カフェでのんびり休憩したりできる、快適な「憩いの空間の創出」である。
- ③多様な人たちが集い交流し、様々なニーズに対応できる「賑わいの空間の創出」と、円滑な利用に必要な「ルールづくり」が必要である。

(1)留意点1

①河川の連続性を生かしながらも、「かわ側」や「まち側」の特徴を踏まえたエリアに着目して取り組むことが必要である。

- 『利用場所』は、「多摩川五本松～都立狛江高校前区間」が最も多く、次いで隣接する「小田急小田原線上流区間」が多い結果となっているものの、他区間も一定数利用されていることが分かります。これらを『年齢』別にみると、「多摩川五本松～都立狛江高校前区間」は「50～80歳代」の利用割合が高く、一方、「小田急小田原線上流区間」は「10～20歳代」の利用割合が高い結果となっています。
- 『利用目的』別では、「ジョギング」などの多くの『利用目的』で低い割合となった「水辺の楽校区間」ですが、「釣り・魚とり・水遊び」「自然観察・写真撮影」「サイクリング」は、他区間のそれぞれの利用割合と比較してもそれほど減少していないなど、区間ごとに「年齢(利用者)」と「利用目的」に特徴が出ていると考えられます。



多摩川において「かわまちづくり」を進める際は、上流から下流までの河川の連続性を生かしながらも、河川敷や堤防など「かわ側」の状況や「まち側」の資源などの特徴を十分に踏まえたうえで、区間やエリアなどを設定し、それぞれの整備の方向性や取組内容などを検討することが必要です。

(2)留意点2

②市民が多摩川に求めるものは、「自然環境の保全」と、河川敷でくつろいだり、カフェでのんびり休憩したりできる、快適な「憩いの空間の創出」である。

- 『利用目的』として多くの市民が「散歩」をあげているように、市民にとって多摩川は、特別なイベントの開催地としての利用よりも、日常生活の場の一部として利用されていることが分かります。多摩川に隣接または近い地域の居住地では、「週1～2回程度」以上多摩川を利用している市民が4割以上いることから、日常生活を送るうえで大切な場所になっていることが伺われます。
- 多くの市民は、『多摩川の魅力』を「自然が豊かなところ」「景観や景色が良いところ」とし、また、「居心地が良いのんびりできるところ」や「アクセスのしやすいところ(行きやすさ)」もあげています。特に、高齢者層では「自然」「景観・景色」に対する割合が高く、若年者層では「居心地」「のんびり」といったことに対する割合が高いことが分かります。
- これらのことは、「多摩川を利用する目的」と深く関係し、多くの市民が「多摩川を、日常生活を送るうえで大切な場所」としている理由が、多摩川が豊かな自然や良好な景観の中で居心地が良く、のんびりできる場所だからであると考えられます。
- 多くの市民が『多摩川の利用を進める際の問題点』としてあげている、「休憩できる場所や施設がない」「トイレがない」「日陰になる場所がない」などの意見は、「日常生活の場の一部【現状】」として利用し、かつ「居心地が良いのんびりできる場所【魅力】」を、一層充実した空間にしていくために必要なこと(もの)として捉えることができます。



多摩川において「かわまちづくり」を進める際は、多摩川の豊かな「自然環境の保全」と、そうした場所でのんびりできる快適な「憩いの空間の創出」が求められていることに留意が必要です。



(3)留意点3

③多様な人たちが集い交流し、様々なニーズに対応できる「賑わいの空間の創出」と、円滑な利用に必要な「ルールづくり」が必要である。

- 『多摩川でしたいこと』をみると、「カフェやキッチンカー等で飲食を楽しみたい」「川でのんびり休憩したい」を除いた、「イベント」「魚とり・水遊び」「スポーツ」「環境学習」など、活動的なニーズに関しては突出したものはなく、均等に求められていることが分かります。
- 『開催を希望するイベント』でも、「マルシェやフリーマーケット」が最も高い割合を示しているものの、その他の「自然観察会」「音楽イベント」「アウトドアイベント」などを含めて、大きく突出したものがなく、均等に求められていることが分かります。
- 『賑わいづくりについて参加したいか』をみると、「多摩川の賑わいづくりの運営を中心となって行ってみたい」と「多摩川の賑わいづくりに少し関わってみたい」を合わせて、約4割の方が、何らかのかたちで多摩川の賑わいづくりに関わってみたいと思っています。



多摩川において「かわまちづくり」を進める際は、前掲の「自然環境の保全」や「のんびり憩うことができる快適な空間の創出」に合わせて、「多様な人たちが集い交流し、様々なニーズに対応できる賑わいの空間の創出」と、円滑な利用に必要な「ルールづくり」や「マナー向上」を図っていくことが必要です。

多摩川的环境整備や賑わいづくりを行う際は、市民と行政などが協力して進めていくことができる組織や実施体制などを構築することも必要であると考えられます。

3-2 多摩川に期待する役割

多摩川に期待する役割を整理すると、以下の3点になります。

目の前に広がる「美しい河川景観」を活かし、市民にとっての「憩いの空間」と、多様な人たちが交流できる「賑わいの空間」を併せ持つ場となることを多摩川に期待する役割として、次章に示す「かわまちづくり」の基本理念や基本方針などに展開します。

- (1) 市民生活に身近な、豊かな自然環境と美しい河川景観
- (2) 日常のひとときを思い思いに過ごせる、憩いの空間
- (3) 多様な人たちが集い交流できる、賑わいの空間

第4章 かわまちづくりの基本理念と基本方針

4-1 基本理念

感じよう。伝えよう。 多摩川で過ごす“狛江時間”

川には、古くから受け継がれてきた地域の歴史や文化、人々の生活とのつながりなど、その地域固有の「資源」が存在します。また、水辺は、その使い方や知恵によって新たな価値を生み出す可能性を秘めています。

狛江市では、日本最古の歌集である「万葉集」に収められた狛江の多摩川沿いの故事とされる東歌の一首が、玉川碑(万葉歌碑)に刻まれ、今に伝わっています。また、かつては対岸の登戸との間を渡し舟が往来するなど、多摩川に関わるさまざまな歴史や文化が育まれてきました。現在においても、多摩川は、自然が残る市内の水と緑の空間として、また、市民が散歩やジョギング、スポーツなどを行う日常の空間として、さらには、花火大会やいかだレースなどの市外からも多くの方が来訪する非日常の空間として、大変貴重な存在となっています。

これからは、多摩川の自然環境を後世に継承することを前提に、国・市・市民・事業者など多様な主体が関わり、「かわ」と「まち」の地域資源をより効果的に融合・活用することで、多摩川やその周辺で過ごす“狛江時間”の中で感じるやすらぎや居心地のよさ、楽しさといった魅力を高めていきます。そして、そうした魅力が人から人に伝わっていく好循環により新たな価値が生まれ、地域の活性化、地域ブランドの向上につなげていきます。



4-2 基本方針

基本方針1

多摩川の美しい自然をまもる

狛江市民が多摩川の自然やそれが創り出す美しい景観に対して愛着と誇りを持てるような環境の保全と形成を行うとともに、過去の水害を含めた、多摩川の自然環境に関する学習機会の提供を目指します。



基本方針2

狛江のひとときを過ごせる場をつくる

狛江市民が、日常的に家族、友人、ひとりで訪れ、散歩や水遊び、ピクニック、スポーツ、健康づくり、カフェでのひとときなど、思い思いの時間をゆっくり過ごし、リフレッシュできる憩いの空間の形成を目指します。



基本方針3

「かわ」と「まち」の賑わいをつなぐ

狛江市内外の多様な人たちが、「かわ」と「まち」で開催されるイベントやスポーツ大会などに集い、互いに語り合うことで生まれる賑わいを多摩川とその周辺のまちに繋げていくことを目指します。



第5章 かわまちづくりの展開

5-1 3つのゾーン

「かわまちづくり」は、延長約 2.5 kmある多摩川狛江市区間を、地域の資源や位置づけ・役割などを考えた、以下の3つのゾーンに着目して進めていきます。

自然散策ゾーン

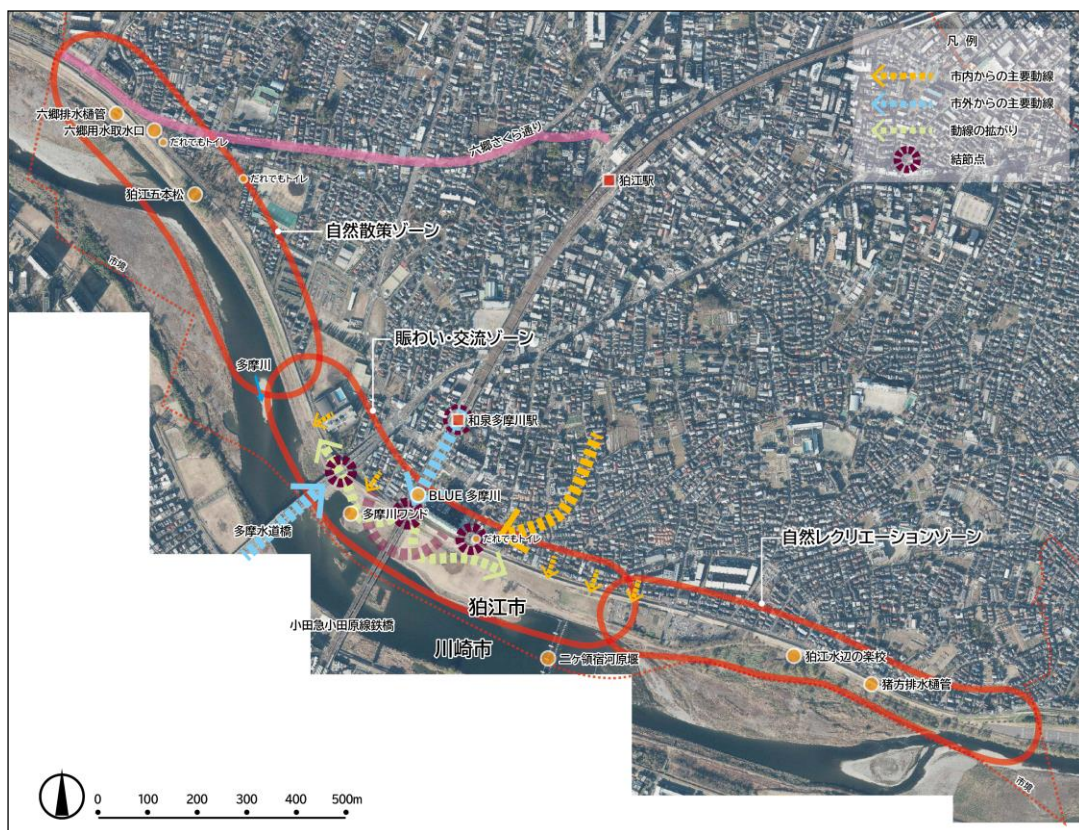
「多摩川 50 景」²に数えられ、本市を代表する景観の一つである「狛江の五本松」など貴重な自然資源が残るゾーンです。天気の良い日には遠くに富士山を眺望できる河川景観の良さなどから、散歩やサイクリングなどを楽しむ市民の姿を多く見ることができます。

賑わい・交流ゾーン

和泉多摩川駅や多摩水道橋があることで、市民の日常使いの憩いの場としてだけでなく、市外から訪れる人たちの玄関口にもなっているゾーンです。年間を通じて大小様々なスポーツやイベントなどが開催され、「かわ」や「まち」に賑わいや活気を生み出しています。

自然レクリエーションゾーン

「狛江水辺の楽校」が大勢のお年寄りから子どもに利用されているように、楽しく遊び、学ぶことができる豊かな自然環境が広がっているゾーンです。河川敷に見られる草木や花、鳥や昆虫たちの生息環境を誰もが身近に体験できる水辺空間となっています。



3つのゾーン（かわまちづくりを進める3つのゾーン）

² 昭和 59(1984)年 4 月、多摩川流域リバーミュージアムが市民の投票をもとに 50ヶ所選定した、多摩川を代表する風景です。

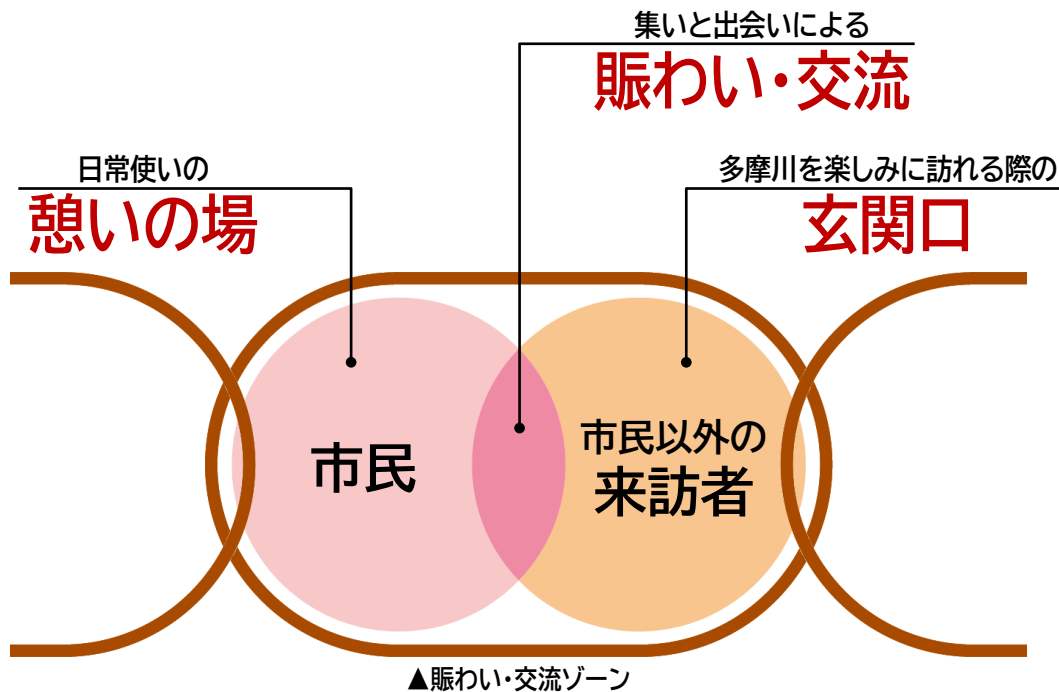
5-2 3つのゾーンの位置づけと方向性

(1)かわまちづくりの中核を担う「賑わい・交流ゾーン」

多摩川に訪れる人の動線は、利用する交通手段や訪れる場所、目的などにより異なります。

そうしたなか、市内外から大勢の人が訪れるイベント時などでは、和泉多摩川駅やその周辺を起点とした大勢の人の流れが見られ、「賑わい・交流ゾーン」は、市民の日常使いの「憩いの場」としてのほか、市民以外の来訪者にとっては多摩川を楽しみに訪れる際の「玄関口」としての役割も担っています。

「賑わい・交流ゾーン」は、3つのゾーンの中で、市内外の人たちが最初に集い出会う場として捉え、「かわ」と「まち」を繋ぎ、一層の賑わいと交流を生み出す重要なゾーンとして位置づけて「かわまちづくり」を進めます。



かわまちづくりの中核を担う「賑わい・交流ゾーン」

(2)地域資源を活かしつつ、ゾーン間の連続性に配慮した「2つのゾーン」

「自然散策ゾーン」と「自然レクリエーションゾーン」の2つのゾーンは、それぞれ美しい自然景観や豊かな自然環境を有したゾーンとして、各々の資源を十分に活かした「かわまちづくり」を進めます。

なお、河川堤防や高水敷といった連続する河川空間の効果的な利活用を進めていくため、隣り合うゾーン間の一体的な取組みにも配慮します。

また、2つのゾーンのいずれもが、来訪者にとって多摩川を楽しみに訪れる際の玄関口としての役割を担う「賑わい・交流ゾーン」に隣接することから、相互に連携し、来訪者を「賑わい・交流ゾーン」から誘う仕掛けを「かわまちづくり」で進めます。

5-3 3つのゾーンの空間コンセプト

自然散策ゾーン

多摩川五本松や多摩川沿いの自然風景を楽しむ散策することができる場所として、また親しみのある自然の保全を推進していく空間とします。

- 自然・風景を楽しむ空間
- 原風景が残る癒しの空間

賑わい・交流ゾーン

和泉多摩川駅やまちなかから多摩川へ訪れやすい場所として整備することにより、市内内外の大勢の人たちが集い、賑わい、交流できる結節点とします。

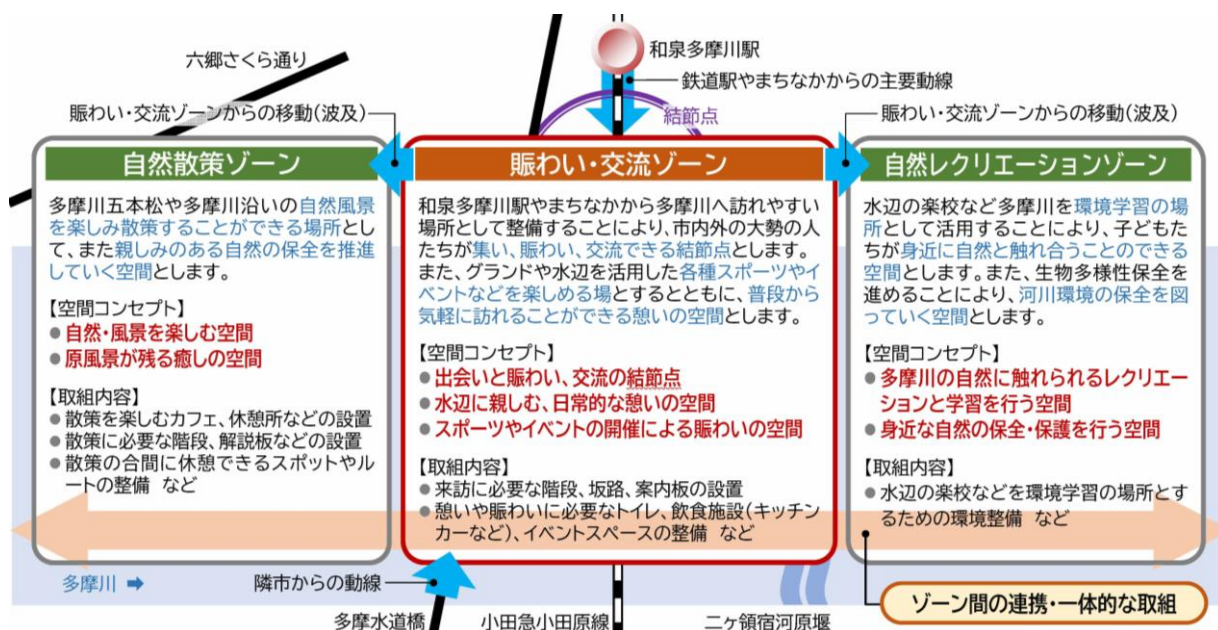
また、グラウンドや水辺を活用した各種スポーツやイベントなどを楽しめる場とともに、普段から気軽に訪れることができる憩いの空間とします。

- 出会いと賑わい、交流の結節点
- 水辺に親しむ、日常的な憩いの空間
- スポーツやイベントの開催による賑わいの空間

自然レクリエーションゾーン

水辺の楽校など多摩川を環境学習の場所として活用することにより、子どもたちが身近に自然と触れ合うことのできる空間とします。また、河川環境の保全を図っていくことにより、生物多様性を進めていく空間とします。

- 多摩川の自然に触れられるレクリエーションと学習を行う空間
- 身近な自然の保全・保護を行う空間



3つのゾーンの空間コンセプトなど

5-4 基本理念・基本方針と3つのゾーンの取組

基本理念と基本方針の実現に向けた3つのゾーンごとの取組（ハード・ソフト）一覧を以下に示します。

基本理念

感じよう。伝えよう。多摩川で過ごす『狛江時間』

基本方針

基本方針1

多摩川の美しい自然をまもる

狛江市民が多摩川の自然やそれが創り出す美しい景観に対して愛着と誇りを持つような環境の保全と形成を行うとともに、過去の水害を含めた、多摩川の自然環境に関する学習機会の提供を目指します。

基本方針2

狛江のひとときを過ごせる場をつくる

狛江市民が、日常的に家族、友人、ひとりで訪れ、散歩や水遊び、ピクニック、スポーツ、健康づくり、カフェでのひとときなど、思い思いの時間をゆっくり過ごし、リフレッシュできる憩いの空間の形成を目指します。

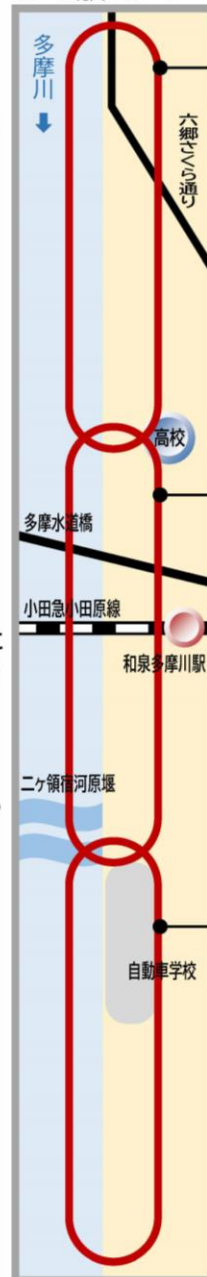
基本方針3

「かわ」と「まち」の賑わいをつなぐ

狛江市内外の多様な人たちが、「かわ」と「まち」で開催されるイベントやスポーツ大会などに集い、互いに語らうことで生まれる賑わいを多摩川とその周辺のまちに繋げていくことを目指します。

3つのゾーンと空間コンセプト

※ゾーン範囲のイメージ



3つのゾーンに着目した整備によって、基本理念と基本方針の達成を目指す。

自然散策ゾーン

多摩川五本松や多摩川沿いの自然風景を楽しむ散策することができる場所として、また親しみのある自然の保全を推進していく空間とします。

賑わい・交流ゾーン

和泉多摩川駅やまちなかから多摩川へ訪れやすい場所として整備することにより、市内外の大勢の人たちが集い、賑わい、交流できる結節点とします。また、グラウンドや水辺を活用した各種スポーツやイベントなどを楽しめる場とするとともに、普段から気軽に訪れることができる憩いの空間とします。

自然レクリエーションゾーン

水辺の楽校など多摩川を環境学習の場所として活用することにより、子どもたちが身近に自然と触れ合うことのできる空間とします。また、河川環境の保全を図っていくことにより、生物多様性を進めていく空間とします。

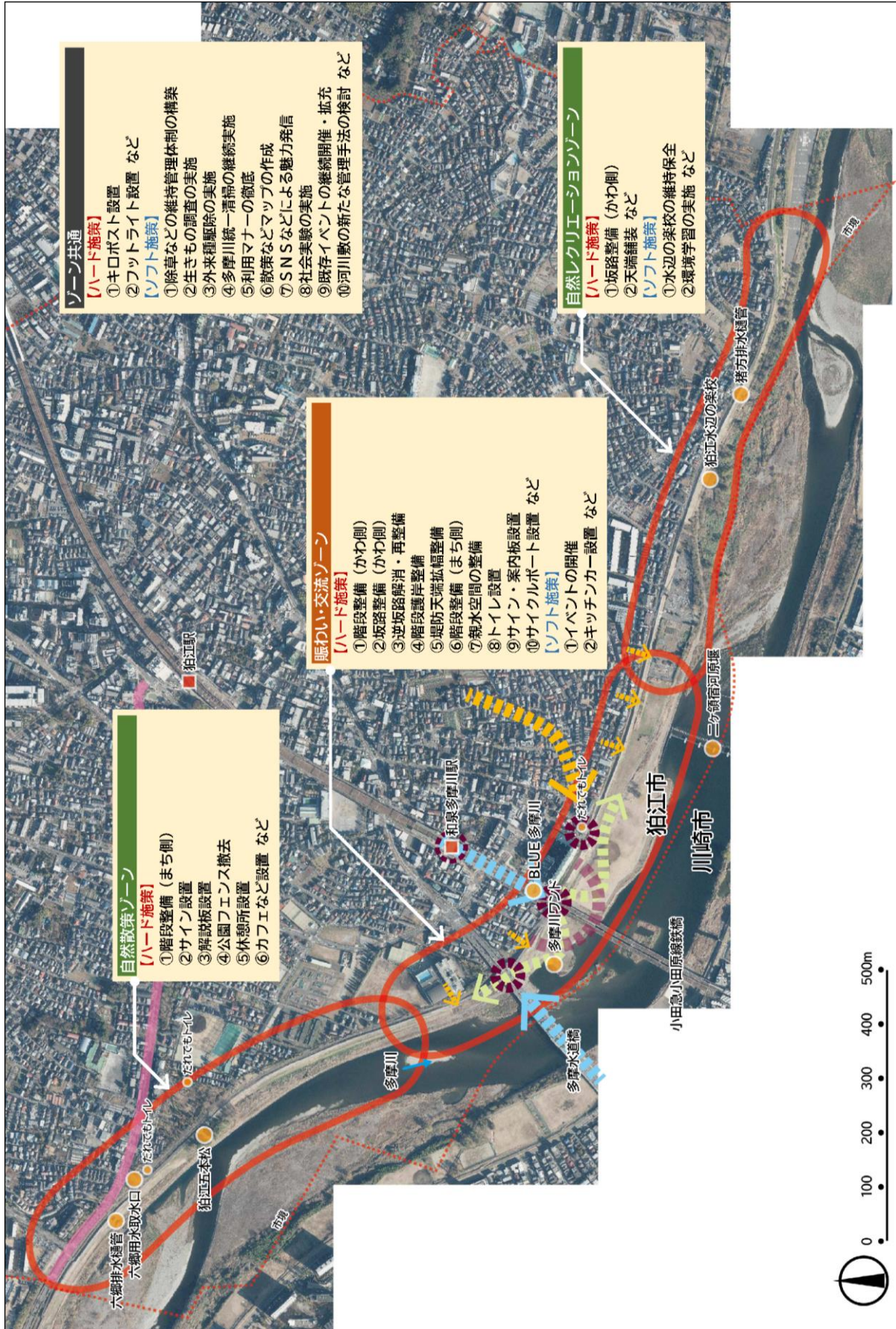
ゾーン共通

※全てのゾーンに共通する取組を実施します。

取組(ハード・ソフト)と概要

※実施主体:「市民など」は、一般市民、事業者、関連団体。
「国・市」は、かわまちづくり計画登録後「かわまちづくり支援制度」において、
国と市で役割分担を行います。

区分	取組名	概要	実施主体	
自然散策ゾーン	ハード	① 階段整備(まち側)	まち側から堤防天端へ上る階段の整備	市
		② サイン設置	トイレなど施設を案内するサインの設置	市
		③ 解説板設置	自然資源や歴史・文化資源を紹介する解説板の設置	市
		④ 公園フェンス撤去	一体利用を図るため、隣接する公園のフェンスを撤去	市
		⑤ 休憩所設置	休憩所の設置	市
		⑥ カフェなど設置	飲食施設の設置	市+市民など
賑わい・交流ゾーン	ハード	① 階段整備(かわ側)	堤防天端からかわ側へ下りる階段の整備	国・市
		② 坂路整備(かわ側)	堤防天端からかわ側へ下りる坂路の整備	国・市
		③ 逆坂路解消・再整備	逆坂路を無くして安全な坂路を再整備	国・市
		④ 階段護岸整備	スポーツやイベント観戦も可能な階段状護岸の整備	国・市
		⑤ 堤防天端拡幅整備	堤防天端の拡幅整備	国・市
		⑥ 階段整備(まち側)	まち側から堤防天端へ上る階段の整備	市
		⑦ 親水空間整備	ワンド部分でボートなど入水スロープの整備	市
		⑧ トイレ設置	トイレの設置	市
		⑨ サイン・案内板設置	かわとまちの資源に関する案内板の設置	市
		⑩ サイクルポート設置	自転車駐輪施設の設置	市
ソフト	① イベント開催	交流と賑わいの仕掛けづくり	市+市民など	
	② キッチンカー設置	交流と賑わいの仕掛けづくり	市+市民など	
臭気対策ゾーン	ハード	① 坂路整備(かわ側)	堤防天端からかわ側へ下りる坂路の整備	国・市
		② 天端舗装	堤防天端において一部残る未舗装部分の舗装	国・市
	ソフト	① 水辺の楽校の維持保全	自然環境の保全と学習機会の創出	市+市民など
		② 環境学習の実施	自然環境の保全と学習機会の創出	市+市民など
ゾーン共通	ハード	① キロポスト設置	堤防天端にキロポストの設置	市
		② フットライト設置	堤防天端にフットライトの設置	市
	ソフト	① 除草などの維持管理体制の構築	自然環境の保全と学習機会の創出	市+市民など
		② 生きもの調査の実施	自然環境の保全と学習機会の創出	市+市民など
		③ 外来種駆除の実施	自然環境の保全と学習機会の創出	市+市民など
		④ 多摩川統一清掃の継続実施	居心地の良い環境の維持	市+市民など
		⑤ 利用マナーの徹底	居心地の良い環境の維持	市+市民など
		⑥ 散策などマップの作成	河川空間の情報と魅力の発信	市+市民など
		⑦ SNSなどによる魅力発信	河川空間の情報と魅力の発信	市+市民など
		⑧ 社会実験の実施	交流と賑わいの仕掛けづくり	市+市民など
⑨ 既存イベントの継続開催・拡充	交流と賑わいの仕掛けづくり	市+市民など		
⑩ 河川敷の新たな管理手法の検討	河川の占用と管理方法の検討	市+市民など		



5-5 取組内容

市民や来訪者が、「かわ」を身近に感じ、訪れてみたいと思える取組を行います。一層の賑わいと交流を生み出すことが期待される、「かわ」と「まち」を繋ぐ接点となる部分に重点をおいて実施します。

(1)自然散策ゾーン

自然散策ゾーンで行う取組内容を以下に示します。

自然散策ゾーンの取組内容

取組名		取組内容
ハード 施策	階段整備(まち側)	<ul style="list-style-type: none"> 川裏^{※1}の法面に、「まち側」から堤防天端に上がることができる階段を整備する。 必要に応じて手すりを設けるなど、誰もが安心して利用できるよう工夫する。
	サイン設置	<ul style="list-style-type: none"> 川裏^{※1}にあるトイレの位置など、場所が分かりづらい施設を案内するためのサインを設置する。
	解説板設置	<ul style="list-style-type: none"> 「多摩川五本松」など、「かわ側」や「まち側」にある自然資源や歴史・文化資源の謂れなどを紹介する解説板を設置する。
	公園フェンス撤去	<ul style="list-style-type: none"> 多摩川に隣接する公園において、河川空間との一体的利用を図るため、公園外周のフェンスを撤去する。
	休憩所設置	<ul style="list-style-type: none"> 多摩川の美しい自然景観をゆっくり眺めることができる休憩所を設置する。 休憩所は、屋根やベンチなどを有した施設とし、散歩や散策などを楽しむ人たちが休憩や交流を楽しむことができるよう工夫する。
カフェなど設置	<ul style="list-style-type: none"> 市民や来訪者などに対して、軽飲食を提供する施設を設置する。なお、当面はキッチンカーなどによる社会実験を重ね、実現可能性などの検証を行う。 	

※1：「川裏」とは、川の水が流れていない、住宅や農地などがある側のことを言う。



(2)賑わい・交流ゾーン

賑わい・交流ゾーンで行う取組内容を以下に示します。

賑わい・交流ゾーンの取組内容

取組名		取組内容
ハード 施策	階段整備(かわ側)	<ul style="list-style-type: none"> ● 川表^{*1}の法面に、堤防天端から「かわ側」に下りることができる階段を整備する。 ● 必要に応じて手すりを設けるなど、誰もが安心して利用できるよう工夫する。
	坂路整備(かわ側)	<ul style="list-style-type: none"> ● 堤防天端から高水敷^{*2}に、歩行者だけでなく、自転車やベビーカーなども容易に下りることができる坂路を整備する。 ● また、イベント時のキッチンカーや資機材搬入車両も利用できるよう工夫する。
	逆坂路 ^{*3} 解消・再整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存の逆坂路^{*3}を解消し、それとは反対方向(下流)に向かって下る坂路を新たに整備する。
	階段護岸整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 治水安全度の向上を図るための川表^{*1}の法面護岸整備を、高水敷で行われるスポーツやイベントなどを座って観戦することもできるよう階段状で行う。 ● 堤防天端から高水敷へ移動するための階段として、また座ってくつろぐためのベンチとして、それぞれが利用しやすいように工夫する。
	堤防天端拡幅整備	<ul style="list-style-type: none"> ● イベント時に店舗などを仮設したり、休憩所などの憩いの場としたりできるよう、川裏^{*4}側に、堤防天端を拡幅整備する。
	階段整備(まち側)	<ul style="list-style-type: none"> ● 川裏^{*4}の法面に、「かわ側」から堤防天端に上がることができる階段を整備する。 ● 必要に応じて手すりを設けるなど、誰もが安心して利用できるよう工夫する。
	親水空間整備	<ul style="list-style-type: none"> ● ワンド^{*5}などで、ボートやSUP^{*6}を入水するのに適した親水空間を整備する。
	トイレ設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存のトイレが少ない区間や河川利用者が多い場所などに、常設トイレを設置する。
	サイン・案内板設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 川裏^{*2}にあるトイレの位置、駅から河川敷までのルートなどを地図上で案内するためのサイン・案内板を設置する。
サイクルポート設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川利用者が多い場所などで、自転車利用者用のサイクルポート(自転車置場)を設置する。 	
ソフト 施策	イベント開催	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然、スポーツ、文化、伝統、食、アウトドアなどの様々なテーマに沿ったイベントを開催する。 ● 既存のイベントはもちろんのこと、新規のイベントも積極的に企画・開催し、「かわ」と「まち」を繋ぐ交流と賑わいの仕掛けづくりを行う。

<h3>キッチンカー設置</h3>	<ul style="list-style-type: none"> ● イベント時だけでなく、週末などの日常においても、河川利用者が立ち寄れるようキッチンカーの設置を行ったり、キッチンカー事業者を誘致したりする。 ● 「カフェなど設置」に向けた社会実験をキッチンカーで行うなど、機動性を活かした取組みを積極的に行う。
-------------------	---

- ※1：「川表」とは、川の水が流れている側のことを言う。
- ※2：「高水敷」とは、常に水が流れる低水路より一段高い部分の敷地のことを言う。平常時はグラウンドや公園などとして利用されているが、大きな洪水の時は水に浸かってしまうこともある。
- ※3：「逆坂路」とは、「逆坂路」とは、堤防天端の道路から河川敷において、上流に向かって下る坂道のことを言う。川表側(堤防を境にして水が流れている側)においては、原則、逆坂路を設けることはできない。
- ※4：「川裏」とは、川の水が流れていない、住宅や農地などがある側のことを言う。
- ※5：「ワンド」とは、川の本流と繋がっているが、河川構造物などに囲まれて池のようになっている地形のことを言う。
- ※6：「SUP」とは、Stand Up Paddleboard (スタンドアップパドルボード) の略。ボードの上に立ち、櫂(かい)を漕いで水面を進むスポーツのことを言う。



イメージ：逆坂路解消・再整備、階段護岸整備、トイレ設置、キッチンカー設置など



イメージ：堤防天端拡幅整備



イメージ：イベント開催、キッチンカー設置

※模型の写真はイメージであり、今後変更となる場合があります。

(3)自然レクリエーションゾーン

自然レクリエーションゾーンで行う取組内容を以下に示します。

自然レクリエーションゾーンの取組内容

取組名		取組内容
ハード 施策	坂路整備(かわ側)	● 堤防天端から高水敷に、歩行者だけでなく、自転車やベビーカーなども容易に下りることができる坂路を整備する。
	天端舗装	● 堤防天端の道路において、一部未舗装になっている部分を舗装する。
ソフト 施策	水辺の楽校の維持保全	● 子どもから大人までの大勢の市民などが利用している「水辺の楽校」を、今後も市民などが身近に自然と触れ合うことができる場として維持するとともに、環境学習の機会を一層創出していくことを目的とした、維持保全のあり方や方法、体制などについて検討し、実施する。
	環境学習の実施	● 草花や魚、鳥、昆虫たちが生息する生物多様性の環境と、過去の水害を含めた多摩川の自然環境を学ぶことができる機会を創出する。 ● 付近の流域に分布する「上総層群」を、貝化石などを見ることができる貴重な学習の場所として活用する。



(4)ゾーン共通

ゾーン共通の取組内容を以下に示します。

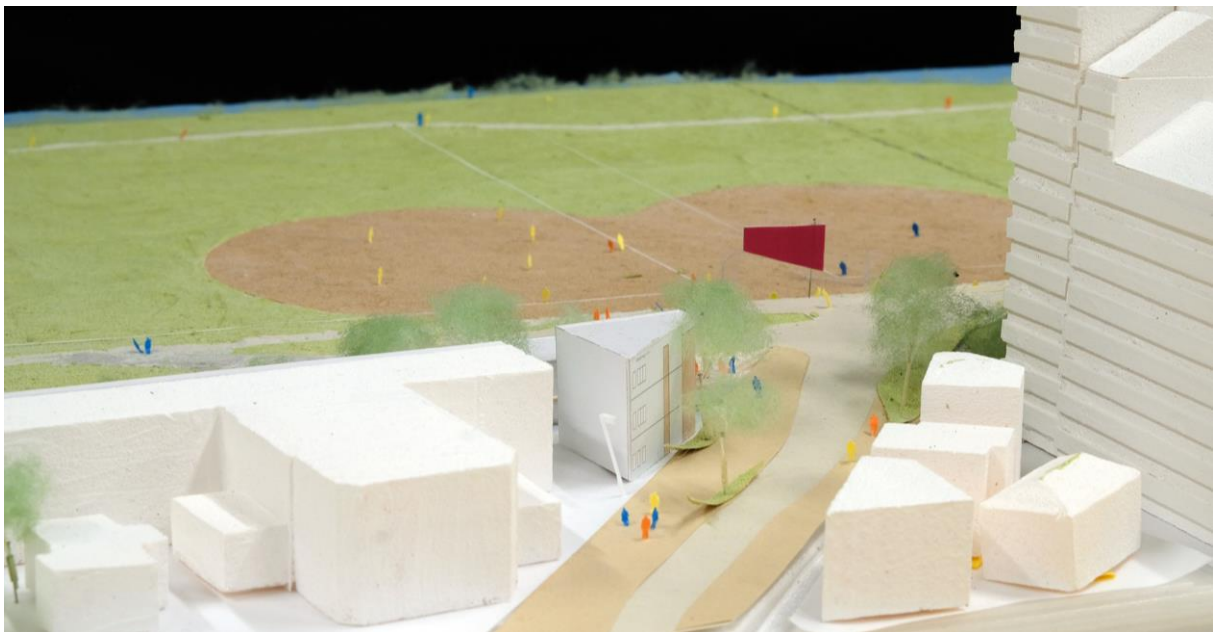
ゾーン共通の取組内容

取組名		取組内容
ハード施策	キロポスト設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 堤防天端において、散歩やジョギングなどを楽しむ人たちに対し、自身がどの程度の距離を走ったのかなどが分かり、ひいては自らの健康管理に繋がってもらえるよう、キロポストを設置する。 ● なお、隣市でもキロポストが設置されている場合は、必要に応じて連続した距離表示を行うなど工夫する。
	フットライト設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 夕方や夜間の安全性向上を図るための埋込式フットライトを、堤防天端に等間隔で設置する。
ソフト施策	除草などの維持管理体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ● 適切な自然環境の保全を図るため、高水敷の除草などを行う維持管理体制を構築する。
	生きもの調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然環境の保全と学習機会の創出を進めるため、草花、魚、鳥、昆虫などを対象とした生きもの調査を実施する。
	外来種駆除の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 適切な自然環境の保全を図るため、外来種駆除を実施する。
	多摩川統一清掃の継続実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 恵まれた自然を守り、河川愛護の啓発と高揚を図るとともに、河川空間が一層居心地の良い環境となるよう、これまで取り組んできた「多摩川統一清掃」活動を継続して実施する。 (令和5(2023)年度実施が43回目)
	利用マナーの徹底	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川空間が一層居心地の良い環境となるよう、ごみのポイ捨て、構造物などへの落書き、火気の使用などに関する利用マナーの向上を図る。 ● ポスターやSNSでの広報、利用パンフレットの作成、監視・見回り、学校などでの教育などによる呼びかけを行う。 ● 河川空間を活用する民間事業者などに対し、ごみ処理などに関する啓発を行う。
	散策などマップの作成	<ul style="list-style-type: none"> ● 多摩川と狛江市の魅力を市民などに発信するために、「かわ側」と「まち側」の資源を紹介した散策マップを作成する。 ● また、四季に合わせて変化する草花や野鳥、昆虫などを観察できるよう、「草花マップ」や「生きものマップ」などを作成する。
	SNSなどによる魅力発信	<ul style="list-style-type: none"> ● Instagram、X(旧Twitter)、Facebook、TikTokなどのSNSを活用して、多摩川の魅力やイベント情報などを発信する。
社会実験の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川空間での交流と賑わいづくりに向けて、河川空間の利活用の方向性や占用と維持管理のあり方などを具体的に検討していくための社会実験を実施する。 	

<p>既存イベントの 継続開催・拡充</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光協会や民間団体と連携し、既存イベントを継続して開催するとともに、さらなる拡充に向けた検討を行い、多摩川での一層の交流と賑わいの仕掛けづくりを行う。
<p>河川敷の 新たな管理手法の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「かわ」と「まち」を含む地域一帯のさらなる活性化に向けて、多摩川河川敷の柔軟かつ積極的な活用が可能となる、新たな管理手法や体制などについて検討を行う。



イメージ：賑わい・交流ゾーンの全景



イメージ：「かわ」と「まち」の結節点

※模型の写真はイメージであり、今後変更となる場合があります。

第6章 かわまちづくりの推進

6-1 かわまちづくりの推進体制

(1)現在の河川敷地の占用について

河川敷地の占用は、原則、公的主体(地方公共団体など)に限られています。

このため、現在、多摩川河川敷地では、国と本市で取り交わしている「包括占用³」により市が一部区域を占用しており、市民や団体などが多摩川緑地公園グランドなどでスポーツやイベントを行おうとした場合、市民や団体などは市に利用申請を提出することになっています。

(2)「河川空間のオープン化」について(都市・地域再生等利用区域の指定)

上記のような河川敷地の占用が行われてきた中で、「河川空間を積極的に活用したい」という要望の高まりを受けて、平成 23(2011)年に河川敷地占用許可準則が改正され、一定の要件を満たす場合は、特例として民間事業者なども営業活動を行うことができるようになりました。これを「河川空間のオープン化」と言います。

①河川空間のオープン化が適用される要件

- 河川敷地を利用する区域、施設、主体について、地域の合意が図られていること。
- 通常の占用許可でも満たすべき各種基準に該当すること。(治水上及び利水上の支障がないことなど)
- 都市・地域の再生及び河川敷地の適正な利用に資すること。

②占用主体

占用主体の種類

種類	内容	詳細	備考
第1号	準則第6号に掲げる占用主体	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共性、公益性を有する主体(公的主体)。 ● 占用施設を自ら使用するほか、営業活動を行う事業者などに使用させることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治体 ● 都市再生推進法人 ● 自治体を含む協議会など
第2号	営業活動を行う事業者など	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川管理者、地方公共団体などで構成する河川敷地の利用調整に関する協議会などにおいて適切であると認められたもの。 ● 協議会によること以外にも、地元市町村の同意など、地域の合意が確認できる幅広い手法によることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 株式会社 ● 有限会社 ● 自治体を含まない任意の団体など
第3号	営業活動を行う事業者など	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川管理者の判断により占用許可を行うもの。 	-

③占用許可期間

10年以内です。

³ 包括占用とは、治水上、環境の保全上などの河川管理上の支障が生じるおそれが少ない河川敷地について、占用の許可後に河川敷地の具体的な利用方法を決定できる制度であり、駐車場、売店、トイレなどを適正な個所に配置することができます。なお、包括占用の占用主体は、地方公共団体、公益法人その他これらに準ずるものに限られます。

(3)推進体制の設定

多摩川の河川敷地(本市内の一部区域)は、現在、本市による「包括占用」を行っています。

しかし、今後、「かわ」と「まち」を含めた地域において一層の賑わいづくりを進めていくためには、民間事業者や団体などによる河川敷地の柔軟かつ積極的な活用を目指していくことが適当であると考えています。

このため、多摩川河川敷においては、将来的に「河川空間のオープン化（都市・地域再生等利用区域の指定）」を進め、民間事業者や団体などが占用主体になるため、第2号の指定に向けた検討を行うことが必要であると考えています。

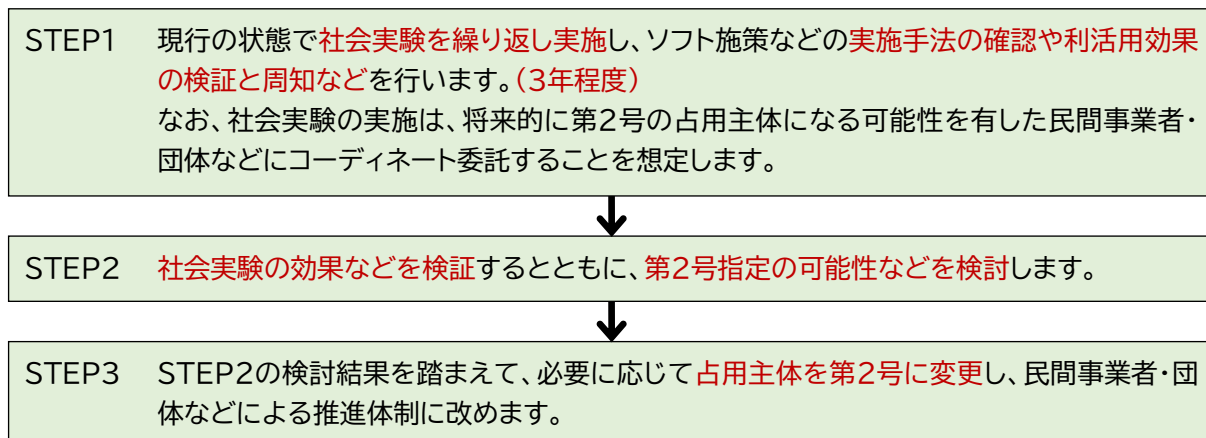
①すぐに民間事業者や団体などに占用主体になってもらうことは困難

占用主体の種類は、第2号が望ましいと考えますが、主体となって営業活動を行う民間事業者や団体などを探するのは困難です。

このため、当初は市が占用主体として、社会実験を行っていくことを考えています。

②想定する今後の推進体制について

上記の内容を踏まえて、想定する今後の推進体制は、以下のとおり進めることを考えています。



6-2 かわまちづくりの推進管理体制

(1) 推進管理体制とは

推進管理体制とは、「かわまちづくり計画」で位置づけたハード施策とソフト施策の進捗や、「推進体制」により進められる河川敷地の占用と営業活動などの管理を行う主体のことを言います。

(2) 推進管理体制の設定

基本理念や基本方針の実現に向けて、社会実験や社会ニーズの調査を行うとともに、多摩川に関わる多様な主体と情報交換や意見交換を行いつつ、「かわまちづくり計画」の推進や管理を地域と連携して進めていく、「(仮称)狛江・和泉多摩川かわまちづくり推進管理協議会」を設置します。



6-3 評価指標

(1) 評価指標の設定について

基本理念や基本方針の達成状況を把握するため、評価指標を以下の2点に留意して設定します。

① 評価指標などは、「アウトカム」の視点で設定します。

※「アウトカム」とは、成果に関する指標。「アウトプット」の結果としてもたらされた成果。

② 達成状況は、以下の視点から把握することを予定します。

- ・まちの賑わいについて
- ・交流人口について
- ・利用者などの満足度について

(2) 目標数値（定量的目標）

目標数値（定量的目標）

評価指標	目標数値
多摩川河川敷の利用人数（多摩川緑地公園グラウンドの利用人数を除く）	100,000人
多摩川河川敷の整備や活用などに対して満足している市民の割合	84.0% ^{※1}

※1：前期基本計画で「狛江市に愛着や誇りを持っている市民の割合」に対する目標値(令和6年度末)が、84.0%に設定されている。

参考：評価指標と関連するデータ

視点	評価指標	関連するデータと近年の値										
		関連するデータ	近年の値									
まちの賑わい	多摩川河川敷の利用人数	多摩川河川敷の利用申請件数と利用人数 [環境政策課]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>利用人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3(2021)年度</td> <td>103件</td> <td>18,182人</td> </tr> <tr> <td>令和4(2022)年度</td> <td>94件</td> <td>64,594人</td> </tr> </tbody> </table>	年度	件数	利用人数	令和3(2021)年度	103件	18,182人	令和4(2022)年度	94件	64,594人
		年度	件数	利用人数								
令和3(2021)年度	103件	18,182人										
令和4(2022)年度	94件	64,594人										
	多摩川緑地公園グラウンドの利用申請件数と利用人数 [統計こまえ]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>利用人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3(2021)年度</td> <td>1,682件</td> <td>45,281人</td> </tr> <tr> <td>令和4(2022)年度</td> <td>1,835件</td> <td>40,337人</td> </tr> </tbody> </table>	年度	件数	利用人数	令和3(2021)年度	1,682件	45,281人	令和4(2022)年度	1,835件	40,337人	
年度	件数	利用人数										
令和3(2021)年度	1,682件	45,281人										
令和4(2022)年度	1,835件	40,337人										
交流人口	鉄道駅の乗降人員数	和泉多摩川駅利用	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>乗降人員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3(2021)年度</td> <td>7,934人</td> </tr> <tr> <td>令和4(2022)年度</td> <td>4,380人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>12,314人</td> </tr> </tbody> </table>	年度	乗降人員数	令和3(2021)年度	7,934人	令和4(2022)年度	4,380人	合計	12,314人	
年度	乗降人員数											
令和3(2021)年度	7,934人											
令和4(2022)年度	4,380人											
合計	12,314人											
利用者などの満足度	多摩川河川敷の整備や活用などに対して満足している市民の割合	狛江市に愛着や誇りを持っている市民の割合 [狛江市前期基本計画の指標等に係る市民アンケート]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4(2022)年度</td> <td>77.3%</td> </tr> <tr> <td>令和5(2023)年度</td> <td>76.6%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	割合	令和4(2022)年度	77.3%	令和5(2023)年度	76.6%			
年度	割合											
令和4(2022)年度	77.3%											
令和5(2023)年度	76.6%											

※その他 SNS を活用した調査など、社会情勢に応じて有効な評価指標があれば活用を検討します。

資料編

1 「かわまちづくり」支援制度実施要綱

第1 目的

この要綱は、河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、実現性の高い水辺の整備・利用に係る取組みを定める「かわまちづくり計画」の作成及び「かわまちづくり」支援制度（以下「支援制度」という。）への登録等に係る事項を規定し、河川管理者が「かわまちづくり」の取組みを支援し、河川空間とまち空間が融合した賑わいある良好な空間形成を目指すことを目的とする。

第2 定義

1. この要綱において「かわまちづくり」とは、河川空間とまち空間が融合し、賑わいあるまちづくりによる地域活性化に資する良好な空間形成を目指す取組みをいう。
2. この要綱において「かわまちづくり計画」とは、支援制度に登録するため、「かわまちづくり」の実現に向けて推進主体が作成する計画をいう。
3. この要綱において「ソフト施策」とは、「かわまちづくり」の実現に向けて推進主体と連携して検討を実施することや、河川敷地占用許可準則（平成28年5月30日国水政第33号）（以下「準則」という。）第22による都市・地域再生等利用区域の指定をすることなど、柔軟な提案・発想を活かして、河川管理者が支援する施策をいう。
4. この要綱において「ハード施策」とは、「かわまちづくり」において河川管理者が推進主体と連携して、まち空間と融合した賑わいある良好な河川空間を創出するために、治水上の安全・安心に寄与するとともに、河川空間を活用し賑わいを創出することで地域活性化に寄与する河川管理施設を整備する施策をいう。
5. この要綱において「民間事業者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - 一 準則第22の規定に基づき、都市・地域再生等利用区域の占用主体として指定を受けている者
 - 二 河川法第20条の規定に基づき、河川管理者の承認を受けて、河川区域内において賑わいある良好な河川空間の形成に資する施設を整備しようとする者で、当該施設の整備・利用について市町村長の同意を得ている者
 - 三 河川区域に隣接する土地において、賑わいある良好な河川空間を形成するための施設の整備・利用等を実施しようとする者で、当該施設の整備・利用等について市町村長の同意を得ている者

第3 対象河川

支援制度の対象となる河川は、一級河川、二級河川及び準用河川とする。

第4 推進主体

河川管理者と連携して「かわまちづくり」を推進する主体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

1. 市町村
2. 市町村及び民間事業者
3. 市町村を構成員に含む法人格のない協議会
4. 民間事業者

第5 登録要件

支援制度の登録を受けることができる要件は、「かわまちづくり計画」の対象となる河川が次の各号のいずれかに該当するものとする。

1. 歴史的風致維持向上計画や観光圏整備実施計画など国による認定が個別法で規定されており、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
2. 都市再生整備計画や地方再生計画など国による認定が個別法で規定されており、地域活性化や地域振興に関する計画等において、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
3. 中心市街地活性化、国家戦略特区、地方創生特区及び環境モデル都市など国として積極的に支援している地域活性化施策に関連して良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
4. 推進主体が河川空間と一体となったまちづくりを行うために自らが整備・活用を計画し、賑わいある良好な河川空間形成のための諸活動を行っている等、推進主体の熱意が特に高く、地域活性化に資する河川整備を行う必要がある河川

第6 「かわまちづくり計画」の作成等

1. 支援制度の登録を受けようとする推進主体は、河川管理者と共同で、別途定める様式により「かわまちづくり計画」を作成するものとする。
2. 「かわまちづくり計画」に定める内容は次のとおりとする。
 - (1) 水辺とまちづくりに関する基本方針、地域活性化や賑わいあるまちづくりに資する定量的目標
 - (2) 支援事業の内容（ソフト施策、ハード施策）
 - (3) 推進体制
 - (4) 準則22による都市・地域再生等利用区域の指定に関する取組
 - (5) 維持管理計画
 - (6) その他特筆すべき事項
3. 推進主体が「かわまちづくり計画」の作成や「かわまちづくり」の推進にあたって生じた課題を相談できるように、国土交通本省及び地方支分部局に窓口を設ける。

第7 「かわまちづくり計画」の登録

1. 推進主体は、河川管理者と共同で「かわまちづくり計画」を作成し、対象河川を管轄する

各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長を経由して、水管理・国土保全局長に支援制度への「かわまちづくり計画」の登録を申請すること。

2. 水管理・国土保全局長は、「かわまちづくり計画」の内容について、実施の定量的目標、地域活性化や賑わいあるまちづくりに資する効果、市町村、民間事業者及び地域住民の「かわまちづくり」の実現に向けた熱意の高さ、関係者の役割分担と実施体制の確保等の実現可能性・継続性を勘案した上で、実現可能性等が高いと判断した「かわまちづくり計画」について支援制度に登録する。

なお、準則 2 2 による都市・地域再生等利用区域の指定に関する取組の内容について、確認を行うものとする。

3. 水管理・国土保全局長は、支援制度に登録した場合は、申請した推進主体に対して登録証を交付する。

第 8 「かわまちづくり計画」の変更

1. 推進主体は、支援制度への登録を受けた後に、「かわまちづくり計画」の内容について重要な変更の必要が生じた場合は、「かわまちづくり計画」の変更を行う。
2. 「かわまちづくり計画」については、地域の状況を踏まえ、計画登録後または変更登録後、少なくとも 5 年以内に登録内容及び取組み状況を、推進主体と河川管理者と共同で検証し、必要に応じ計画の変更を行う。
3. 変更の手続きについては、第 7 の規定を準用する。

第 9 「かわまちづくり計画」の登録の取り消し

水管理・国土保全局長は、推進主体及び「かわまちづくり計画」の内容が、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援制度への「かわまちづくり計画」の登録を取り消す。

1. 推進主体に民間事業者が含まれる場合、その民間事業者が第 2 5. の要件に該当しないと水管理・国土保全局長が認める場合
2. 「かわまちづくり計画」の対象となる河川が、第 5 登録要件に該当しないと水管理・国土保全局長が認める場合
3. 第 7 2. で勘案した事項の状況に変化が生じ、「かわまちづくり計画」の実現可能性が低いと水管理・国土保全局長が認める場合

第 10 河川管理者が行う支援

河川管理者は、支援制度に登録された「かわまちづくり計画」に基づき、次に掲げる「ソフト施策」、「ハード施策」を行う。

1. ソフト施策

河川管理者は、推進主体の柔軟な提案・発想を尊重し、次の項目に積極的に取り組む。

- 一 推進主体と連携し、「かわまちづくり」の実現に向けて必要となる調査・検討を実施
- 二 全国の良好な整備事例やその後の活用について、推進主体に情報を提供
- 三 地域活性化の観点からオープンカフェやドローンポート、地域が主体となって実施するイベント施設の設置等、河川空間を活かした賑わい創出に寄与し、地域のニーズに対応した

河川敷地の多様な利用を可能とするため、準則 2 2 による都市・地域再生等利用区域の指定等を支援

2. ハード施策

河川管理者は、まちづくりと一体となった治水上の安全・安心に寄与する河川管理施設であるとともに、河川空間を活用し賑わいを創出することで、地域活性化に寄与する河川管理施設の整備を、事業着手後、概ね 5 カ年で積極的に推進する。

第 1 1 河川整備計画等との整合

河川管理者は、「かわまちづくり計画」に基づき整備する河川管理施設については、河川整備計画（未策定河川については、工事実施基本計画又は河川改良工事全体計画、準用河川においては準用河川改修計画等）との整合を図るものとする。

第 1 2 良好な空間の保全

推進主体及び河川管理者は、「かわまちづくり計画」により整備された良好な空間の保全のために、関係施設の適正な維持管理を行わなければならない。

洪水による災害を防除するために設置された施設以外の維持管理については、推進主体と河川管理者等が協議し、予め適正な管理の方法を定めるものとする。

第 1 3 その他

1. 「かわまちづくり計画」の作成及び事業の実施にあたっては、関連するまちづくりの計画等との調和に配慮するとともに、相互に円滑な推進が図られるように十分に調整を行うものとする。
2. 民間事業者が推進主体となり、「かわまちづくり計画」の作成、登録及び事業を実施しようとするときは、河川管理者及び市町村を含むかわまちづくりに関する協議会等を設置し、地域の合意を図らなければならない。
3. その他この要綱の実施に必要な事項については、別途定める。

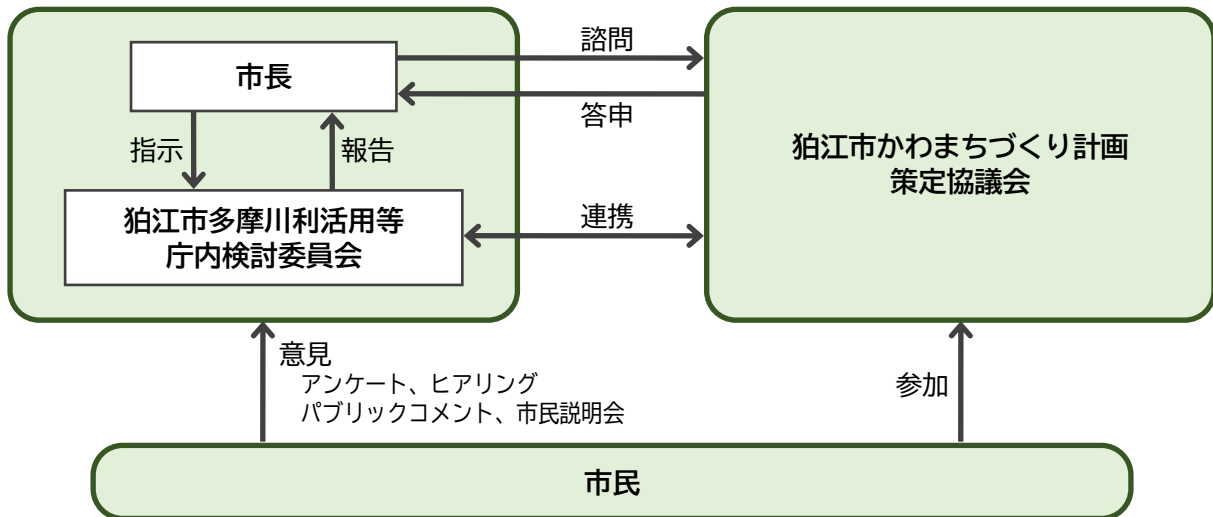
附則

1. この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
2. 平成 2 8 年 2 月 1 0 日付国水環第 1 0 9 号で通知した「かわまちづくり」支援制度実施要綱は廃止する。なお、廃止前の要綱に基づき行われている事業（附則 2 に基づき、平成 2 1 年 4 月 1 日付国河環第 1 1 7 号及び平成 2 2 年 4 月 1 日付国河環第 1 2 6 号で通知した「かわまちづくり」支援制度実施要綱を適用している事業を含む。）については事業完了まで、廃止前の要綱を、効力を有するものと見なして適用することができるものとする。

2 検討経緯

(1) 検討体制

本計画は、学識経験者、事業者、町会関係者、公募市民等で構成する「狛江市かわまちづくり計画策定協議会」を中心に、以下に示す体制で策定しました。



(2) 検討経緯

年	開催月日	会議等	議題
令和4(2022)年度			
令和4年 (2022年)	7月28日	第1回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 副委員長の選出について 狛江市かわまちづくり計画の策定について 多摩川利活用基本計画について 市民アンケート調査及び基礎踏査の実施について 狛江市未来戦略会議について
	8月8日	第1回協議会	<ul style="list-style-type: none"> 委嘱状伝達、委員自己紹介、事務局紹介 委員長・副委員長の選出 市長挨拶・諮問 委員会の進め方について かわまちづくり計画について 狛江市多摩川利活用基本計画について スケジュールについて アンケート調査及び基礎調査の実施について 狛江市未来戦略会議について
	10月11日 ～ 11月10日	市民アンケート調査	

年	開催月日	会議等	議題
令和4年 (2022年)	10月16日 ～ 11月5日	多摩川利用者アンケート調査	
	10月17日 ～ 11月14日	小中学生アンケート調査	
	11月7日	第2回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第1回協議会の結果確認について 全体スケジュールについて アンケート調査等の実施状況について 基礎調査結果について 狛江市未来戦略会議「多摩川周辺エリア・未来デザインノート」について 多摩川及び多摩川河川敷の課題及び整備の方向性(たたき台)について かわまちづくりの事例紹介について 今後に向けて
	11月17日	第2回協議会	<ul style="list-style-type: none"> 前回(第1回)協議会のおさらい 全体スケジュールについて アンケート調査等の実施状況について 基礎調査結果について 狛江市未来戦略会議「多摩川周辺エリア・未来デザインノート」について 多摩川及び多摩川河川敷の課題及び整備の方向性(たたき台)について かわまちづくりの事例紹介について 今後に向けて
	11月21日 ～ 2月7日	関係団ヒアリング調査	
令和5年 (2023年)	1月16日 ～ 1月26日	高校生アンケート調査	
	1月17日	第3回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第2回協議会の結果確認について 全体スケジュールについて アンケート調査等の結果(速報)について 多摩川及び多摩川河川敷の課題及び整備の方向性について 基本理念と基本方針(案)について
	1月25日	第3回協議会	<ul style="list-style-type: none"> 前回(第2回)協議会のおさらい 全体スケジュールについて アンケート調査等の結果(速報)について 多摩川及び多摩川河川敷の課題及び整備の方向性について 基本理念と基本方針(案)について
	3月22日	第4回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第3回協議会の結果確認について 全体スケジュールについて 市民アンケート調査の結果について 基本理念と基本方針について
	3月30日	第4回協議会	<ul style="list-style-type: none"> 前回(第3回)協議会のおさらい 全体スケジュールについて 市民アンケート調査の結果等について 基本理念と基本方針について

年	開催月日	会議等	議題
令和5(2023)年度			
令和5年 (2023年)	5月22日	協議会(現地視察:多摩川左岸)	
	6月7日	第1回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第4回協議会の結果確認について 全体スケジュールについて 基本理念、基本方針の確認について 取組内容について 多摩市視察について
	6月26日	第5回協議会	<ul style="list-style-type: none"> 前回(第4回)協議会のおさらい 全体スケジュールについて 基本理念、基本方針の確認について 取組内容について 多摩市視察について
	7月31日	協議会(事例視察:多摩市聖蹟桜ヶ丘かわまちづくり)	
	8月17日	第2回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第5回協議会の結果確認について 全体スケジュールについて 取組内容(ハード整備・ソフト施策)及び取組スケジュールについて 数値目標について 推進体制と推進管理体制について
	8月30日	第6回協議会	<ul style="list-style-type: none"> 前回(第5回)協議会のおさらい 全体スケジュールについて 取組内容(ハード整備・ソフト施策)及び取組スケジュールについて 数値目標について 推進体制と推進管理体制について
	10月4日	第3回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第6回協議会の結果確認について 全体スケジュールについて かわまちづくり計画(案)について パブリックコメントおよび市民説明会の実施について
	10月19日	第7回協議会	<ul style="list-style-type: none"> 前回(第6回)協議会のおさらい 全体スケジュールについて かわまちづくり計画(案)について パブリックコメントおよび市民説明会の実施について
	12月1日 ~ 1月5日	パブリックコメント	
	12月9日 14日	市民説明会	
令和6年 (2024年)	2月9日	第4回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第7回協議会の結果確認について 全体スケジュールについて 狛江市かわまちづくり計画(素案)の修正箇所について パブリックコメントおよび市民説明会の結果について 狛江市かわまちづくり計画(最終版)について
	2月20日	第8回協議会	<ul style="list-style-type: none"> 前回(第7回)協議会のおさらい 全体スケジュールについて 狛江市かわまちづくり計画(素案)の修正箇所について パブリックコメントおよび市民説明会の結果について 狛江市かわまちづくり計画(最終版)について

3 委員名簿

(1) 狛江市かわまちづくり計画策定協議会

狛江市かわまちづくり計画策定協議会委員名簿

(敬称略)

役職	委員名	所属など
委員長	上山 肇	法政大学大学院政策創造研究科教授
副委員長	二井 昭佳	国土舘大学理工学部まちづくり学系教授
委員	小川 浩志	狛江市観光協会
	小越 栄美子	狛江市商工会
	池田 まり子	和泉多摩川商店街振興組合
	山口 巧	株式会社小田急SCディベロップメント
	本橋 文武	多摩川漁業組合狛江支部
	岩間 正隆	猪方町会
	倉山 裕治	パーク・ハイム狛江管理組合法人
	由井 敏雄	公募市民
	新屋 信隆	公募市民
	絹山 博史	公募市民
	門井 淳	狛江市環境部長
オブザーバー	堀越 直哉	国土交通省 関東地方整備局京浜河川事務所 河川環境課長



第1回協議会の様子（令和4（2022）年8月8日）



現地視察の様子（令和5（2023）年5月22日）

(2) 狛江市多摩川利活用等庁内検討委員会

狛江市多摩川利活用等庁内検討委員会委員名簿

役職	職名	氏名
委員長	環境政策課長	秋山 尊利
副委員長	地域活性課長	矢野 裕之
委員	政策室長	富田 泰
	未来戦略室長	銀林 悠
	安心安全課長	立道 雅央 (R4.9.30 まで) 鈴木 弘貴 (R4.10.1 から)
	児童育成課長	三宅 哲
	まちづくり推進課長	松野 貴洋
	道路交通課長	遠藤 克哉 (R5.3.31 まで) 一瀬 隆文 (R5.4.1 から)
	社会教育課長	鎌谷 京子

4 パブリックコメントと市民説明会

(1)パブリックコメント

パブリックコメントの実施概要

項目	内容
実施期間	令和5(2023)年12月1日(金)～令和6(2024)年1月5日(金)(36日間)
周知方法	広報こまえ(12月1日号) 市ホームページ SNS チラシ配布
提出方法	環境政策課への書面による提出 郵便による送付 電子メールによる送信 専用フォームによる送信
対象者	市内在住・在学・在勤者
結果	提出者数：9名 意見等件数：21件

(2)市民説明会

市民説明会の実施概要

項目	内容
実施日時	<p>■第1回 日時：令和5(2023)年12月9日(土) 午後1時～ 場所：市役所防災センター4階会議室</p> <p>■第2回 日時：令和5(2023)年12月14日(木) 午後7時～ 場所：市役所防災センター4階会議室</p>
周知方法	広報こまえ(12月1日号) 市ホームページ SNS チラシ配布
結果	<p>■第1回 参加者数：5名 意見等件数：9件</p> <p>■第2回 参加者数：1名 意見等件数：8件</p>

登録番号（刊行物番号）
R5 - 46

狛江市かわまちづくり計画

令和6（2024）年3月

発行 狛江市
編集 狛江市環境部環境政策課
狛江市和泉本町一丁目1番5号
電話 03-3430-1111
頒布価格 370円

